

— 地域の未来を拓く共生のまちづくり —

第4期当別町地域福祉計画

令和4年3月

北海道 当別町

はじめに

近年、少子高齢化や核家族化が急速に進行し、介護や子育てへの不安、高齢者の孤立、児童虐待への対応や障がい者の自立支援、認知症・知的障がいなどがあることにより財産管理や日常生活に支障がある方々への対応など、求められる福祉ニーズも複雑・多様化しています。加えて、新型コロナウイルス感染症により、日常の暮らしや地域活動は大きく変化し、社会生活等に影響を与えています。

こうした中、本町においても、同じような状況が見受けられ、複雑で多様になる福祉ニーズへの対応がより重要な状況にあります。

また、令和3年度より「当別町成年後見支援センター」を設立し、本人らしい生活を守るための成年後見制度の相談窓口を設置しています。

この第4期当別町地域福祉計画は、令和4年度から令和8年度までの5か年を計画期間とし、第3期の基本理念を継承しつつ昨今の社会情勢や地域の実情に対応した、“常に寄り添う地域福祉の推進”を目指していくものです。

今後は、人生100年時代を見据え、本計画の基本理念である「地域の未来を拓く共生のまちづくり」を目指し、地域住民の皆様や関係団体等の方々と協働で地域福祉の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、計画の策定にあたりコロナ禍のため対面による思うような開催が難しい中、ご尽力を賜りました当別町地域福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、アンケート調査、ヒアリングにご協力、ご参加いただいた地域住民の皆様及び関係団体等の方々に、厚く御礼申し上げます。

令和4年3月

当別町長 後藤正洋

目次

第1章 地域福祉計画について	1
1 地域福祉計画策定にあたって	1
2 地域福祉計画とは	2
3 当別町の現況	4
1) 人口の動き	4
2) 子どもの状況	5
3) 高齢者の状況	6
4) 障がい者の状況	9
5) 生活保護世帯の状況	10
6) 災害時における要配慮者の状況	10
7) 各種福祉サービス施設一覧「マップ」	11
8) 地域の福祉資源の状況	18
第2章 第4期地域福祉計画の策定に向けて	23
1 計画期間	23
2 計画の作成手順	23
3 計画の推進と評価	25
第3章 計画の理念と目標	26
1 計画の基本理念	26
2 計画の基本目標と施策の展開	26
3 地域福祉推進に向けた「自助・互助・共助・公助」	26
第4章 当別町成年後見制度利用促進基本計画について	37
1 計画の策定について	37
2 当別町の現況	38
3 施策の展開	42
資料編	44
1 当別町地域福祉計画策定経過	45
2 当別町地域福祉計画策定委員会の設置	46
3 アンケート調査概要	48
4 ヒアリング調査概要	48

第1章 地域福祉計画について

1 地域福祉計画策定にあたって

これまでの地域福祉計画と第4期地域福祉計画の策定状況の大きな違いは、新型コロナウイルス感染症に関わる対応が求められたことにあるのではないのでしょうか。福祉は、ふだんの暮らしをより良くしていくことを目指すものですが、医療や介護を必要とされた方はさらに、またこれまで福祉にかかわりがなかった方が、コロナ禍により何らかの支援が必要になった方もおられたでしょう。

地域福祉は、高齢者、障がい者、子どもなど、対象別の制度やサービスによるものに限りません。対象は地域で暮らす全ての住民となりますし、福祉の担い手も介護職員や相談員等の福祉専門職のみならず、民生委員やボランティア、近隣住民、障がい等を抱える当事者も支え手のひとりと考えます。誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくことができるよう、町で暮らす皆が他人事ではなく、我が事として考え取り組むことが当別町の地域福祉をつくっていきます。

社会福祉法では、地域福祉について以下のように記載されています。

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まつて、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

つまり、地域福祉は特定の課題に対する解決を図るものではなく、また行政や専門機関のみが取り組むものでもありません。当別町で暮らす地域住民等がともに手を取り地域生活課題に向けて取り組むことで、住みやすい当別町がつけられていくと考えます。

2 地域福祉計画とは

当別町が策定を進めている市町村地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に規定されています。第 3 期地域福祉計画の計画期間中に法律が改正され、地域福祉計画に盛り込むべき事項が増え、策定することができるという任意規定ではなく、「策定するよう努めるものとする」という努力義務規定となりました。地域福祉の推進に関する事項として盛り込むべき事項は、以下の 5 つです。

- 一 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

社会福祉法第 107 条第 1 項第 5 号の「前条第一項各号」とは、第 106 条の 3 に規定されている以下の内容です。

第 106 条の 3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

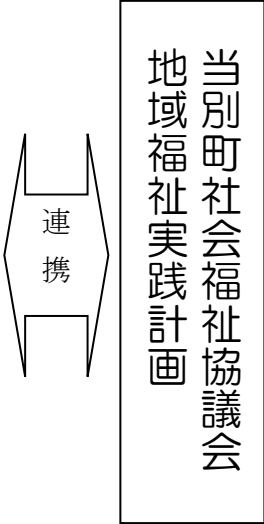
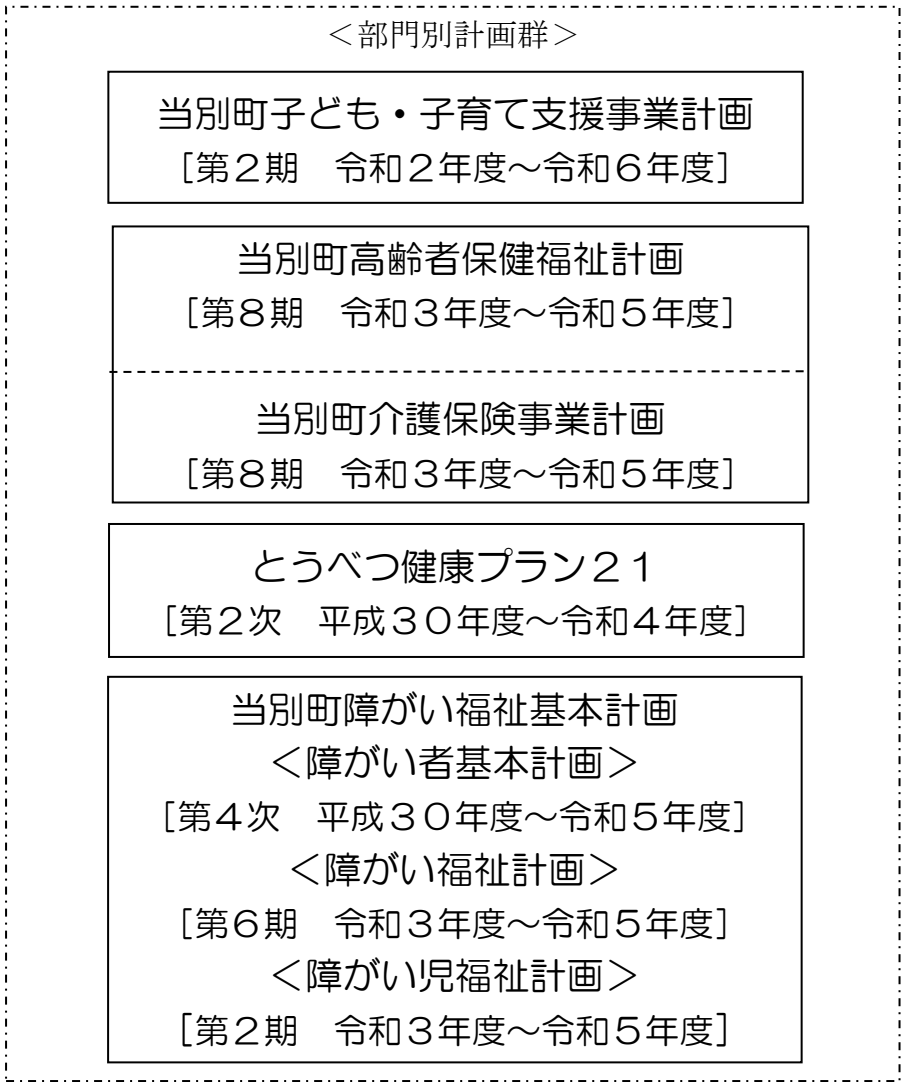
なお、市町村地域福祉計画を策定する市町村は、計画の策定又は変更しようとするときは地域住民等の意見を反映させるよう努めること、そしてその内容を公表するように努めること、そして定期的に策定した計画について調査・分析を行い、評価することが求められていますので、地域福祉計画は、行政機関である当別町のみが策定するものではなく、地域住民とともに策定後も継続して取り組むものであるといえます。第 107 条の五項は第 106 条の 3 に掲げる事業を実施する場合には必ず計画に盛り込むことが求められています。

本地域福祉計画は、当別町総合計画を上位計画とし、下位計画として保健・医療・福祉関連の部門別計画があり、これらを内包するものです。加えて、当別町社会福祉協議会が策定する地域福祉実践計画とは、密接に連携し、取り組むこととなります。

そのため、当別町第6次総合計画に大きく関連する行政計画となり、総合計画の基本施策「住みよいまちづくり」「豊かな人づくり」「元気なまちづくり」「活力あるまちづくり」を福祉の観点からすすめます。加えて、すでに策定済みの子ども・高齢者・障がい者等に関わる行政計画で目指される「子どもの未来 みんなで築くまちづくり」「障がいがある方が地域でいきいきと生活できるような自立生活を支えます・みんなが共に支え合い安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指します・地域の支援力を高めます」「ともに支え合い安心して生きがいを感じられるまちづくり」「こころもからだも元気がいいっしょ！！みんなで作ろう健康とうべつ」という基本理念につながるものとし

当別町第6次総合計画
 (基本構想編 / 総合戦略編)
 [令和2年度～令和12年度] [令和2年度～令和6年度]

当別町地域福祉計画
 [第4期 令和4年度～令和8年度]



3 当別町の現況

1) 人口の動き 5か年の人口の推移

町の人口は、令和3年4月1日現在 15,498 人で平成29年から972人の減少となっています。

年齢別にみると、年少人口（15歳未満）が203人、生産年齢人口（15歳～64歳）が1,026人、それぞれ減少していますが、高齢人口（65歳以上）は257人の増加となっています。

（単位：人、％）

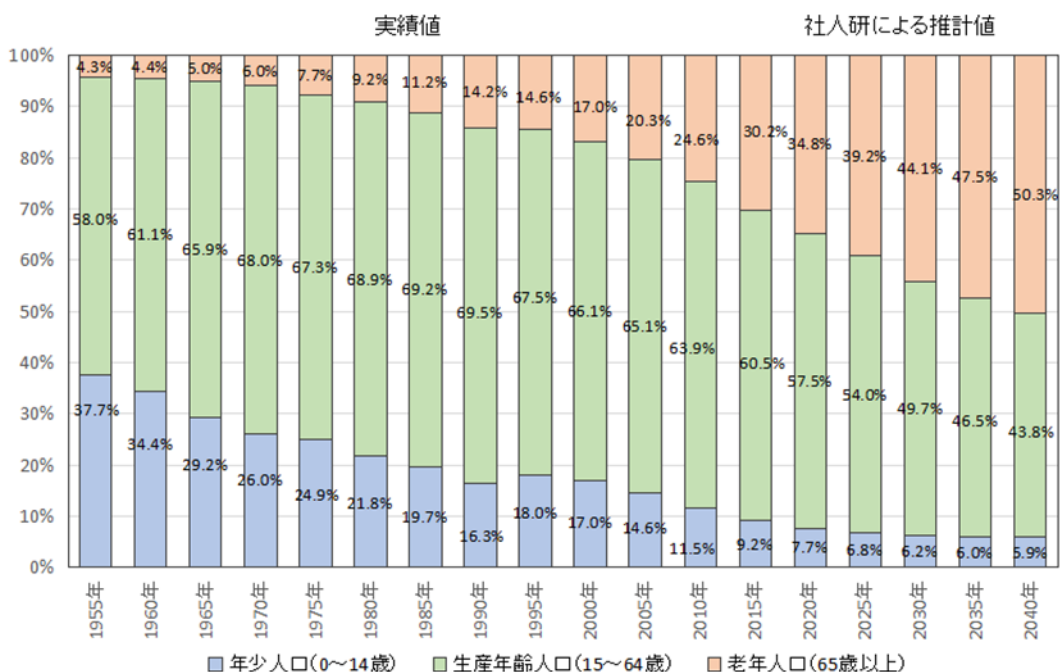
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総数	16,470	16,240	15,972	15,731	15,498
年少人口	1,389	1,341	1,289	1,233	1,186
生産年齢人口	9,733	9,468	9,223	8,943	8,707
高齢人口	5,348	5,431	5,460	5,555	5,605

資料：住民基本台帳 各年4月1日現在

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、年少人口及び生産年齢人口は今後も減少が進み、高齢人口は2030年まで増加が進むがそれ以降は減少に転じると推計され、2035年には高齢人口が生産年齢人口を上回ると推計されています。

また、高齢人口の割合（高齢化率）は増加し続け、2010年の24.6%から、2040年には50%を超えると推計されています。

持続的な発展のために、人口減少の抑制や少子高齢化への的確な対応が求められています。



資料：国立社会保障・人口問題研究所

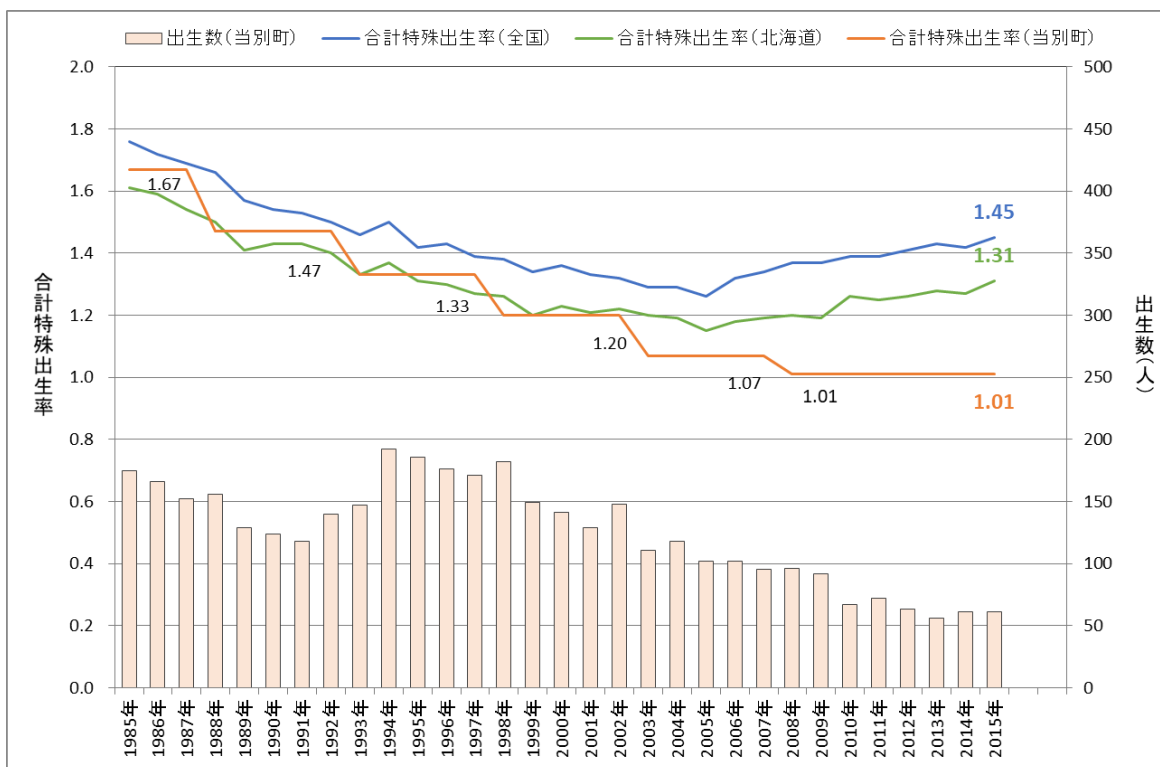
2) 子どもの状況

(1) 出生数と合計特殊出生率の状況

本町における出生数および合計特殊出生率（一人の女性が15歳～49歳の間に生む子供の平均数）の推移をみると1992年（平成4年）から出生数は増加に転じましたが、再び減少が続き、2008年（平成20年）より合計特殊出生率は最も低いままとなっています。

そうしたなか、長期的展望に立ち、未来を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長していく環境を整えることが必要です。

合計特殊出生率と出生数の推移



資料：住民基本台帳

(2) ひとり親の状況

ひとり親世帯は令和3年で128世帯、総世帯に占める割合は1.7%であり、近年横ばい傾向となっており、継続的な支援が必要です。

(単位：世帯、%)

		令和2年	令和3年
総世帯		7,634	7,648
	ひとり親世帯	134	128
	比率	1.8	1.7

資料：当別町調べ各年4月1日現在

3) 高齢者の状況

(1) 高齢者のいる世帯の状況

高齢者単独世帯は、令和2年で1,011世帯、総世帯に占める割合は13.1%であり、また、高齢者夫婦世帯も、1,216世帯、総世帯に占める割合は15.8%となっています。これらを合わせた高齢者単独世帯と高齢者夫婦世帯で総世帯の28.9%を占めています。

そうしたなか、地域で支えあい、健康で心豊かな暮らしができる環境が必要です。

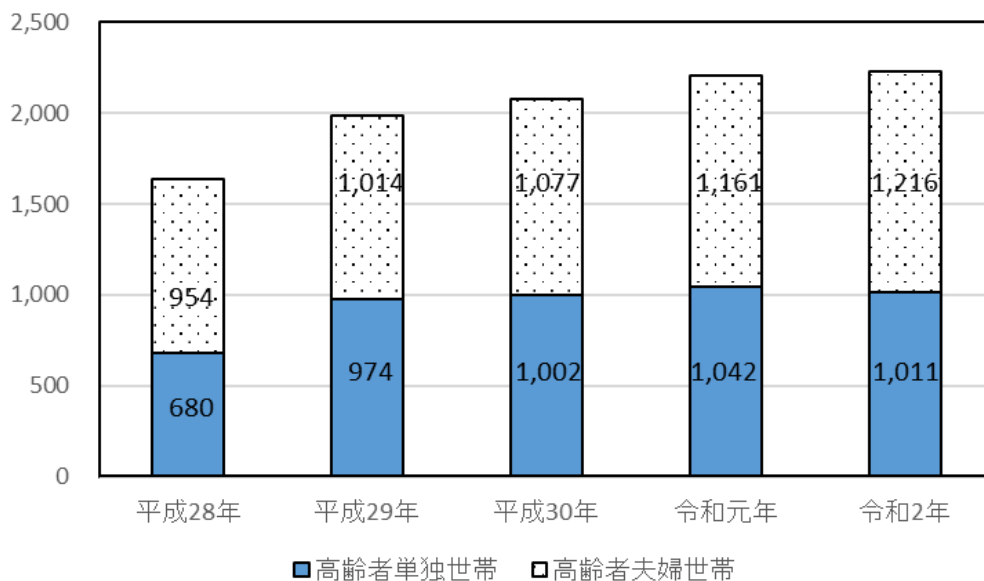
高齢者のいる世帯の状況の推移

(単位：世帯、%)

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総世帯		7,621	7,663	7,666	7,665	7,689
	高齢者単独世帯	680	974	1,002	1,042	1,011
	比率	8.9	12.7	13.1	13.6	13.1
	高齢者夫婦世帯	954	1,014	1,077	1,161	1,216
	比率	12.5	13.2	14.0	15.1	15.8

資料：高齢者等実態調査 各年10月1日現在

(単位：人)



資料：高齢者等実態調査 各年10月1日現在

(2) 高齢者の社会参加状況

高齢者が社会参加活動をすることができる場を持ち続けることが必要です。

① シルバー人材センターの状況

高齢者の方々に就業機会を提供するシルバー人材センターの登録者数は、減少傾向となっており、令和2年度では177人、年間就業延べ人数は、16,971人が就業しています。

シルバー人材センターの状況

(単位：人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
登録者数	205	212	186	183	177
年間就業延べ人員	18,741	20,354	18,825	17,322	16,971

資料：シルバー人材センター調べ

② 高齢者クラブ連合会の状況

高齢者のいきがづくりと地域コミュニティのための高齢者クラブ連合会の団体数は、令和3年4月現在で27団体であり、会員数は年々減少し867人となっています。

高齢者クラブ連合会の状況

(単位：団体、人)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
団体数	29	28	28	28	27
会員数	1,139	1,060	1,009	985	867

資料：当別町社会福祉協議会調べ 各年4月現在

③ ボランティアセンター登録者の状況

「困ったときはお互いさま」の気持ちで地域福祉を支えるさまざまな住民のボランティアが活動しています。

今後、新たにボランティアニーズ、活動メニューを作成し円滑に繋げるようボランティア活動の推進に努めます。

ボランティアセンター登録者の状況

(単位：団体、人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
団体数	37	32	32	32	32
会員総数	1,740	1,747	1,760	1,762	1,792

資料：当別町社会福祉協議会調べ 各年4月現在

(3) 要介護者数、介護認定率等の状況

介護が必要な方をその状況に合わせて5段階に分類したものが「要介護認定」です。それに対して介護は必要ではないものの、日常生活に不便をきたしている人が分類されるのが「要支援」になります。要介護、要支援者数は増加傾向にあるものの、ここ数年はやや横ばいで推移しており、令和2年では65歳以上で1,021人、65歳以上人口に占める割合は18.4%となっています。

高齢者の増加により要介護認定率が上昇するため、それにともなって介護給付費が増加することが懸念されます。

要介護者、要支援者数、介護認定率等の状況

(単位：人、%)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
40歳以上人口	11,495	11,442	11,333	11,210	11,163
要介護・要支援者数 (40歳以上)	982	991	1,042	1,047	1,040
65歳以上人口	5,272	5,383	5,429	5,508	5,558
要介護・要支援者数 (65歳以上)	962	976	1,024	1,026	1,021
認定率(65歳以上)	18.2	18.0	18.9	18.6	18.4

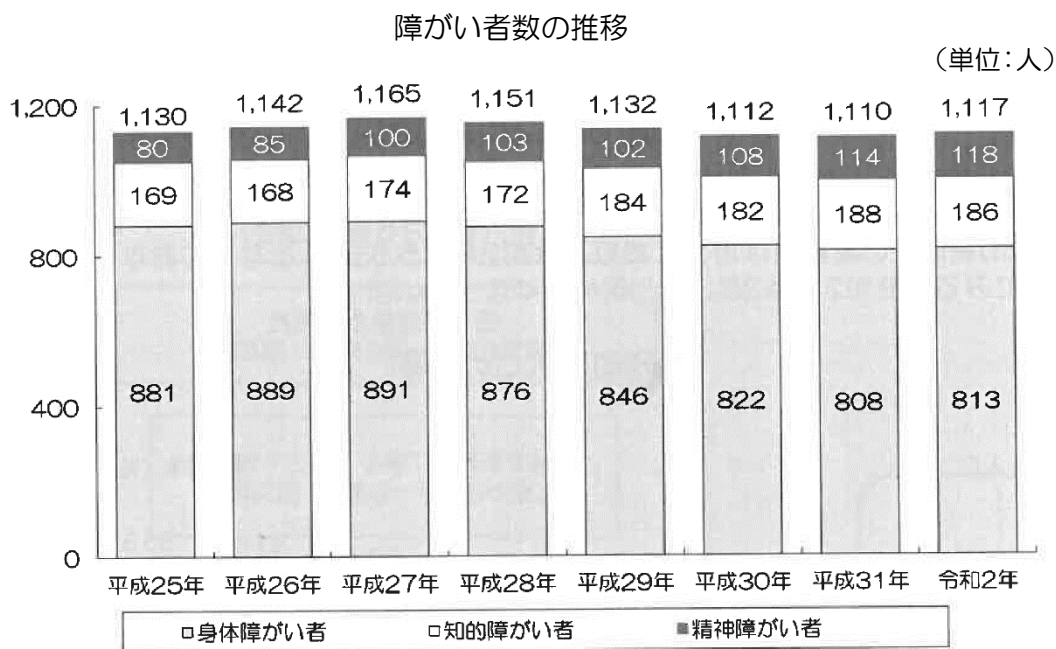
資料：介護保険事業状況報告（各年度10月）

住民基本台帳各年10月1日

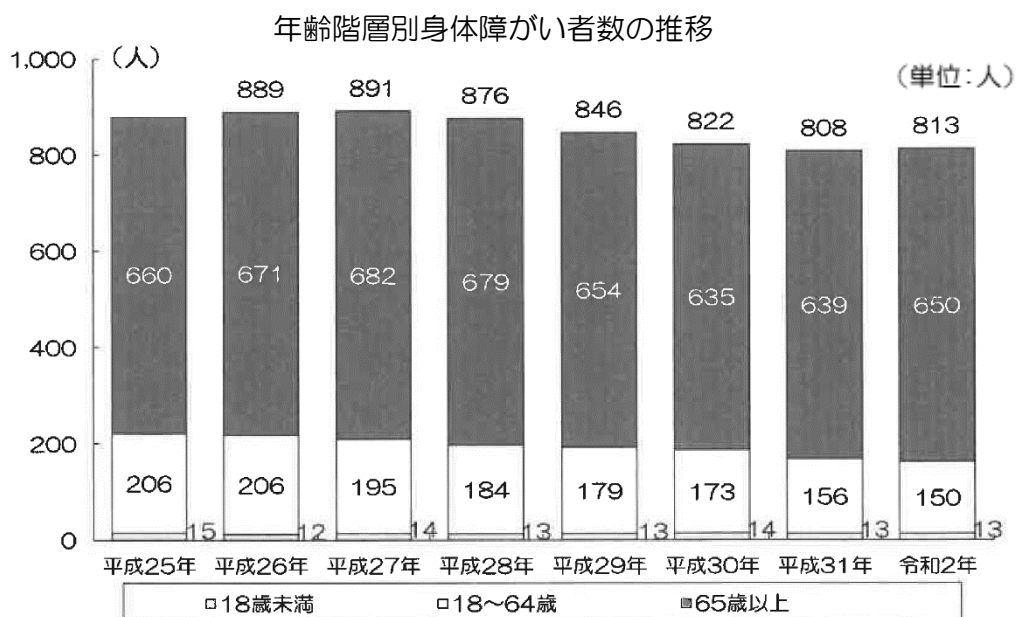
4) 障がい者の状況

障がい者数（各種障害者手帳所持者数）は、令和2年4月1日現在で身体障がい者が813人、知的障がい者が186人、精神障がい者が118人、合計1,117人となっています。身体障がい者数は減少傾向であり、知的・精神障がい者数は徐々に増加の傾向がみられます。

障がいのある方が地域で自立した生活ができるよう、関係機関と連携した支援を充実していく必要があります。



※身体障がい者数は、身体障害者手帳の所持者
 ※知的障がい者数は、療育手帳の所持者
 ※精神障がい者数は、精神障害者保健福祉手帳の所持者



5) 生活保護受給世帯の状況

生活保護受給世帯は、近年、微減の傾向であり令和3年現在では202世帯となっています。世帯類型別では、高齢者世帯（65歳以上）が全体の半数以上を占めています。

生活困窮者の自立に向けて必要な制度へつなげる必要があります。

生活保護受給世帯数の推移

(単位：世帯、人)

		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
被保護世帯数		222	221	219	220	202
被保護人員		297	290	277	280	252
世帯 類型 別	高齢者(65歳以上)	132	136	144	140	133
	母子	14	11	9	9	10
	傷病・障がい者	53	45	45	48	39
	その他	23	29	21	23	20

資料：石狩振興局保護係調べ、各年4月1日

6) 災害時における要配慮者の状況

平常時の見守り体制の強化と、災害等の発生時における見守りから繋がる支援活動等の体制づくりに活用するため、町では平成25年度から「地域福祉支援台帳」を整備しています。その対象者数及び登録者数は年々増加しています。

定期的な台帳の整備を引き続き行っていく必要があります。

要配慮者の地域福祉支援台帳登録等の状況

(単位：人、%)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
対象者数	3,709	3,878	4,006	4,041	4,314
登録者数	3,165	3,218	3,265	3,375	3,743
登録率	85.3	83.0	81.5	83.5	86.8

※地域福祉支援台帳の対象者となる要配慮者とは

- ①要介護認定者（要介護3以上の方）
- ②重度障がい者の方（身体障害、精神障害手帳の等級が1級、2級又は療育手帳A判定の方）
- ③65歳以上のひとり暮らしの方
- ④65歳以上のみの世帯の方
- ⑤その他、支援が必要と認められる方

資料：当別町調べ

登録者は施設入所・不同意者を除く

【高齢者福祉資源】

サービス種別	施設等名称	所在地	地図	
			番号	記号
高齢者福祉センター	高齢者福祉センター	西町32番地2 当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」内	1	○
地域包括支援センター・介護予防支援事業所	当別町地域包括支援センター	西町32番地2 当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」内	1	○
成年後見支援センター	当別町成年後見支援センター	西町32番地2 当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」内	1	□○
居宅介護支援事業所	勤医協当別居宅介護支援事業所	未広118番地52	5	○
	当別ケアプラン相談センター	錦町55番地9 JRドリーミー当別1階	9	○
	ケアプランセンター結	太美町1488番地274	45	○
	居宅介護支援事業所ゆかり	春日町97番地1	10	○
	居宅介護支援事業所ハナミズキ	弥生51番地38 共生型オープンサロンGarden内	3	○
	介護相談センター亜麻の海	幸町51番地31	6	○
訪問介護・第一号訪問事業（ホームヘルプサービス）	当別町ホームヘルパーステーション	西町32番地2 当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」内	1	□○
	勤医協ヘルパーステーションとうべつ	未広118番地52	5	□○
	ヘルパーステーションりっか	幸町51番地31	6	□○
	訪問介護ステーション歩っと	白樺町163番地4	17	□○
	ヘルパーステーション「ajisai(あじさい)」	六軒町70番地18	24	□○
訪問看護・介護予防訪問看護	勤医協訪問看護ステーションとうべつ	未広118番地52	5	□○
	当別訪問看護ステーション	錦町55番地9 JRドリーミー当別1階	9	○
訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	愛里苑訪問リハビリテーション	ビトエ2200番地1	8	○
通所介護・第一号通所事業（デイサービス）	当別町デイサービスセンター	西町32番地2 当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」内	1	○
	勤医協当別デイサービスふきのとう	未広118番地52	5	○
	デイサービスセンターふくろうの森	幸町51番地31	6	○
	ひまわり健康倶楽部	春日町97番地1	10	○
	デイサービスセンター結	太美町1488番地274	45	○
	デイサービスらくらふとみ	太美町2343番地39	13	○
認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	共用型デイサービスらくらの家・ふとみ	太美南818番地62	14	○
通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）	愛里苑通所リハビリテーション	ビトエ2200番地1	8	○
小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護さくら	弥生2番地1	16	○
短期入所生活介護	特別養護老人ホーム長寿の郷	太美町1488番地18	11	○
	特別養護老人ホーム当別長寿園	太美町1488番地19	12	○
短期入所療養介護	介護老人保健施設愛里苑	ビトエ2200番地1	8	○
認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	グループホームらくらの家ふとみ	太美南818番地62	14	○
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	特別養護老人ホーム長寿の郷	太美町1488番地18	11	○
	特別養護老人ホーム当別長寿園	太美町1488番地19	12	○
養護老人ホーム	養護老人ホーム長寿園	太美町1488番地274	45	○
介護老人保健施設（老人保健施設）	介護老人保健施設愛里苑	ビトエ2200番地1	8	○
特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホームらくら当別	太美町2343番地39	13	○
サービス付き高齢者向け住宅	とうべつりっか	幸町51番地31	6	○
	パークアベニューとうべつ	西町36番地8	7	○
	にわとこ	未広5248番地8	43	○
高齢者雇用就業支援	当別町シルバー人材センター	未広2番地1	15	○

【障がい者・障がい児福祉資源】

サービス種別	施設等名称	所在地	地図	
			番号	記号
成年後見支援センター	当別町成年後見支援センター	西町32番地2 当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」内	1	□○
相談支援事業	指定特定相談支援事業所 「サポートネットワークセンター」	末広2番地1	15	□
	当別町障がい者総合相談支援センター 「nanakamado（ななかまど）」	弥生51番地38 オープンサロンGarden内	3	□
	当別町子ども発達支援センター	西町32番地1	20	□
居宅介護	当別町ホームヘルパー ステーション	西町32番地2 当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」内	1	□○
	ヘルパーステーション 「aiisai（あじさい）」	六軒町70番地18	24	□○
	勤医協ヘルパーステーション とうべつ	末広118番地52	5	□○
	ヘルパーステーションりっか	幸町51番地31	6	□○
	訪問介護ステーション「歩っと」	白樺町163番地4	17	□○
行動援護	ヘルパーステーション 「aiisai（あじさい）」	六軒町70番地18	24	□○
同行援護	当別町ホームヘルパー ステーション	西町32番地2 当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」内	1	□○
	勤医協ヘルパーステーション とうべつ	末広118番地52	5	□○
重度訪問介護	ヘルパーステーション 「aiisai（あじさい）」	六軒町70番地18	24	□○
	勤医協ヘルパーステーション とうべつ	末広118番地52	5	□○
	訪問介護ステーション歩っと	白樺町163番地4	17	□○
	ヘルパーステーションりっか	幸町51番地31	6	□○
生活介護	当別・高岡 アクティビティーセンター	高岡1813番地1	18	□
	生活介護事業所「にょきにょき」	弁華別429番地	22	□
短期入所 (ショートステイ)	短期入所施設anemone（あねもね）	春日町94番地22	19	□
共同生活援助 (グループホーム)	外部サービス利用型指定共同生活援助 事業所「グループホームつくし」	元町493番地26 グランデールパレス	23	□
	清瀬マンション	春日町94番地22	19	□
	グループホーム「ゆうゆうのいえ」	太美町1488番地280	21	□
就労継続支援（A型）	Farm Agricola（アグリコラ）	弥生52番地11	25	□
	U-Garden	弥生51番地38 オープンサロンGarden内	3	□
	就労継続多機能事業所Seed	高岡1046番地4	44	□
就労継続支援（B型）	当別町共生型地域オープンサロン 「ガーデン（Garden）」	弥生51番地38	3	☆□
	当別町共生型コミュニティ農園 「べこべこのはたけ」	太美町1481番地6	4	☆□
	渋谷ダブルツールカフェ 北海道医療大学店	金沢1757番地 北海道医療大学中央講義棟10F	40	□
	就労継続多機能事業所Seed	高岡1046番地4	44	□
移動支援事業	当別町ホームヘルパー ステーション	西町32番地2 当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」内	1	□○
	ヘルパーステーション 「aiisai（あじさい）」	六軒町70番地18	24	□○
地域活動支援センター事業	当別町地域活動支援センター 「つくしの郷」	末広2番地1	15	□
日中一時支援事業	放課後等デイサービスセンター 「amaririsu（あまりりす）」	六軒町70番地18	24	□
障がい児通所施設 (児童発達支援、放課後等デイサービス他)	当別町子ども発達支援センター	西町32番地1	20	□
障がい児通所施設 (児童発達支援、放課後等デイサービス)	放課後等デイサービスセンター 「amaririsu（あまりりす）」	六軒町70番地18	24	□

【子育て関連施設】

サービス種別	施設等名称	所在地	地図	
			番号	記号
子育て支援センター	当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」	西町32番地2	1	◎
	認定こども園おとぎのくに	太美町1480番地8	41	◎
ファミリー・サポート・センター	当別町共生型地域福祉ターミナル「みんなのうた」	弥生1091番地6	2	◎
子どもプレイハウス (学童保育)	当別子どもプレイハウス	下川町125番地 とうべつ学園内(令和4年4月開校)	73	◎
	西当別子どもプレイハウス	太美町1481番地 西当別小学校内	85	◎
児童発達支援・放課後等デイサービス	当別町子ども発達支援センター	西町32番地1	20	◎
	放課後等デイサービスセンター 「amaririsu(あまりりず)」	六軒町70番地18	24	◎
認定こども園	認定こども園おとぎのくに	太美町1480番地8	41	◎
	認定こども園当別夢の国幼稚園	北栄町20番地12	42	◎
子育て世代包括支援センター	当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」	西町32番地2	1	◎

【保健・医療資源】

サービス種別	施設等名称	所在地	地図	
			番号	記号
保健センター	当別町総合保健福祉センター 「ゆとろ」	西町32番地2	1	+
診療所	石狩当別眼科	弥生6564番地43	26	+
	勤医協当別診療所	末広118番地52	28	+
	スウェーデン通り内科循環器科 クリニック	太美町1488番地348	29	+
	田園通りさわざき医院	北栄町17番地13	30	+
	とうべつ整形外科	六軒町72番地4	31	+
	とうべつ内科クリニック	西町21番地9	32	+
	ふとみクリニック	太美町2343番地101	33	+
歯科	くろさわ歯科クリニック	北栄町39番地4	35	+
	当別駅前クリニック田西歯科	園生711番地	36	+
	当別ファミリー歯科	白樺町5番地24	37	+
	ハート歯科	太美町1473番地12	38	+
	太美歯科クリニック	太美町1695番地188	39	+
	北海道医療大学歯科クリニック	金沢1757番地	40	+

【共生型事業・地域福祉資源】

サービス種別	施設等名称	所在地	地図	
			番号	記号
総合保健福祉センター	当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」	西町32番地2	1	☆
共生型事業	当別町共生型地域福祉ターミナル「みんなのうた」	弥生1091番地6	2	☆
	当別町共生型地域オープンサロン「ガーデン（Garden）」	弥生51番地38	3	☆
	当別町共生型コミュニティ農園「ペコペコのはたけ」	太美町1481番地6	4	☆
ボランティアセンター	当別町ボランティアセンター	弥生1091番地6	2	☆
パーソナルアシスタントサービス	当別町共生型地域福祉ターミナル「みんなのうた」	弥生1091番地6	2	☆
社会福祉（地域福祉）関連事業	当別町社会福祉協議会	西町32番地2 当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」内	1	☆
生活困窮者自立相談支援	暮らしサポートセンターとうべつ・しんしのつ	西町32番地2 当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」内	1	☆
生活困窮世帯等の子どもの学習支援施設等	「ゆうゆう塾」ガーデン（Garden）	弥生51番地38	3	☆
	「ゆうゆう塾」ペコペコのはたけ	太美町1481番地6	4	☆

【福祉避難所・指定避難所】

地区名	避難所名称	所在地	地図	
			番号	記号
全地区	当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」	西町32番地2	1	🏠

地区名	避難所名称	所在地	地図	
			番号	記号
弥生、旭町、万代町、白樺町、北栄町、西町、若葉	当別町総合体育館	白樺町2792番地	70	🏠
	当別町白樺コミュニティセンター	白樺町2792番地	71	🏠
元町、緑町、東町、樺戸町	旧当別小学校	元町102番地	72	🏠
	とうべつ学園	下川町125番地	73	🏠
幸町、末広、錦町、美里、下川町、栄町、対雁、上当別	当別赤レンガ6号	錦町294番地	74	🏠
	当別高校	春日町84番地	75	🏠
春日町、六軒町、金沢	北海道医療大学	金沢1757番地	40	🏠
	旧弁華別中学校	弁華別429番地	22	🏠
弁華別、茂平沢、みどり野	ハッピーバレーゴルフクラブ札幌	茂平沢3382番地	76	🏠
	青山会館	青山85番地	77	🏠
中小屋	旧中小屋小学校	中小屋213番地	78	🏠
	中小屋温泉	中小屋482番地	79	🏠
東裏	東裏地域会館	東裏2254番地	80	🏠
	南部地域会館	蕨岱1860番地	81	🏠
蕨岱町、東蕨岱	東蕨岱会館	蕨岱2746番地	82	🏠
	川下右岸、川下左岸	川下会館	川下754番地	83
太美北、太美中央、太美西、太美東、太美南、当別太、太美スターライト、太美寿、ビトエ	西当別コミュニティセンター	太美町22番地	84	🏠
	西当別小学校	太美町1481番地	85	🏠
	当別太会館	太美町1078番地	86	🏠
	ふとみ銘泉万葉の湯	太美町1695番地	87	🏠
高岡、獅子内、スウェーデンヒルズ	西当別中学校	獅子内5134番地	88	🏠
	獅子内会館	獅子内2353番地	89	🏠
	高岡会館	高岡2046番地	90	🏠
	スウェーデンヒルズゴルフ倶楽部	スウェーデンヒルズ2788番地	91	🏠

【指定緊急避難場所・指定避難所一覧】

(注1) 避難所欄の「○」は指定、「-」指定外

(注2) 緊急避難場所の凡例「○」は指定、「②」は2階以上に避難、「×」は不適

地区名	緊急避難場所・指定避難所	所在地	避難所	緊急避難場所の指定		
				地震	洪水	土砂災害
弥生、旭町、 万代町、白樺 町、北栄町、 西町、若葉	当別町総合体育館	白樺町2792番地	○	○	○	○
	当別町白樺コミュニティーセンター	白樺町2792番地	○	×	○	○
	当別町役場前広場	白樺町58番地9	-	○	×	○
	白樺公園	白樺町163番地	-	○	×	○
	白樺緑地	白樺町58番地	-	○	×	○
	つつじ公園	北栄町20番地	-	○	×	○
	もみじ公園	北栄町26番地	-	○	×	○
	ライラック公園	西町22番地	-	○	×	○
	若葉町会館前広場	若葉6番地	-	○	×	○
元町、緑町、 東町、樺戸町	旧当別小学校	元町102番地	○	○	○	○
	旧当別小学校グラウンド	元町102番地	-	○	×	○
	阿蘇公園	元町53番地	-	○	×	○
	栄公園	栄町1119番地	-	○	×	○
	樺戸子供遊び場	樺戸町106番地	-	○	×	○
	とうべつ学園	下川町125番地(令和4年4月開校)	○	○	○	○
幸町、末広、 錦町、美里、 下川町、栄 町、対雁、上 当別	当別赤レンガ6号	錦町294番地	○	×	○	○
	とうべつ学園グラウンド	下川町125番地(令和4年4月開校)	-	○	×	○
	旧公民館前広場	末広118番地	-	×	×	○
	栄公園	栄町1119番地	-	○	×	○
	幸町子供遊び場	幸町1119番地	-	○	×	○
	若葉公園	上当別2190番地	-	○	○	○
	対雁会館前広場	対雁22番地	-	○	×	○
	春日町、六軒 町、金沢	当別高校	春日町84番地	○	○	②
当別高校グラウンド	春日町84番地	-	○	×	○	
弁華別、茂平 沢、みどり野	金沢会館前広場	金沢187番地	-	○	○	×
	北海道医療大学	金沢1757番地	○	○	○	○
	旧弁華別中学校	弁華別429番地	○	○	○	○
	旧弁華別中学校グラウンド	弁華別429番地	-	○	×	○
	旧弁華別小学校グラウンド	弁華別243番地	-	○	×	○
	弁華別会館前広場	弁華別58番地	-	○	×	○
	茂平沢会館前広場	茂平沢148番地	-	○	×	○
	みどり野会館前広場	茂平沢3692番地	-	○	○	○
ハッピーバレーゴルフクラブ札幌	茂平沢3382番地	○	○	○	○	
青山	青山会館	青山85番地	○	○	○	○
	青山会館前広場	青山85番地	-	○	×	○
中小屋	旧中小屋小学校	中小屋213番地	○	○	○	○
	旧中小屋小学校グラウンド	中小屋213番地	-	○	○	○
	中小屋温泉	中小屋482番地	○	○	○	×
東裏	東裏地域会館	東裏2254番地	○	○	○	○
	旧東裏小学校グラウンド	東裏2796番地	-	○	○	○
蕨岱町、東蕨 岱	南部地域会館	蕨岱1860番地	○	○	○	○
	東蕨岱会館	蕨岱2746番地	○	○	×	○
	東蕨岱会館前広場	蕨岱2746番地	-	○	×	○
川下右岸、川 下左岸	川下会館	川下754番地	○	○	×	○
	川下会館前広場	川下754番地	-	○	×	○

地区名	緊急避難場所・指定避難所	所在地	避難所	緊急避難場所の指定		
				地震	洪水	土砂災害
太美北、太美 中央、太美 西、太美東、 太美南、当別 太、太美ス ターライト、 太美寿、ピ ト エ	西当別コミュニティーセンター	太美町22番地	○	○	×	○
	西当別コミュニティーセンター前広場	太美町22番地	-	○	×	○
	西当別小学校	太美町1481番地	○	○	②	○
	西当別小学校前グラウンド	太美町1481番地	-	○	×	○
	当別太会館	太美町1078番地	○	○	×	○
	当別太会館前広場	太美町1078番地	-	○	×	○
	サンタ公園	太美スターライト1509番地	-	○	×	○
	ふとみ銘泉万葉の湯	太美町1695番地	○	○	②	○
	遊遊公園	太美南2095番地	-	○	×	○
	あいあい公園	太美町1457番地	-	○	×	○
	ピトエ会館前広場	ピトエ993番地	-	○	×	○
高岡、獅子 内、スウェー デンヒルズ	西当別中学校	獅子内5134番地	○	○	②	○
	西当別中学校グラウンド	獅子内5134番地	-	○	×	○
	獅子内会館	獅子内2353番地	○	○	○	○
	高岡会館	高岡2046番地	○	○	○	○
	高岡会館前広場	高岡2046番地	-	○	○	○
	スウェーデン公園	スウェーデンヒルズ2329番地	-	○	○	×
	スウェーデンヒルズゴルフ倶楽部	スウェーデンヒルズ2788番地	○	○	○	○

8) 地域の福祉資源の状況

(1) 民生委員・児童委員の状況

民生委員・児童委員は、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障がい者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしています。

令和3年度現在、町内全地区で50名の民生委員・児童委員がおり、コロナ禍の中で活動方法を検討していく必要があります。

民生委員・児童委員の状況

(単位：人、日、回)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
委員数	51	51	50	50
延べ活動日数	5,207	4,399	4,362	3,534
1人あたりの年間活動日数平均	102	86	87	71
訪問回数	4,857	4,847	3,427	2,335
1人あたりの年間訪問回数平均	95	95	69	47

資料：当別町調べ

(2) 福祉委員の状況

福祉委員は、町内会（自治会）長より推薦され、当別町社会福祉協議会会長が委嘱をし、民生委員・児童委員等の関係者と連携しながら要援護者、高齢者への声かけ訪問、福祉サービスの情報提供、安否の確認等を行い、小地域における福祉のネットワークづくりを推進しています。

令和3年度現在、町内会・自治会に70名（25町内会・自治会に複数設置）の福祉委員を設置しています。

コロナ禍の中での活動方法を検討していく必要があります。

福祉委員の状況

(単位：団体、人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
委員数	75	74	73	74	72
会議等	全体会年4回開催（福祉委員会議）				

資料：当別町社会福祉協議会調べ

(3) 健康福祉出前講座の実施状況

町民が健康やいきがづくり、福祉や暮らしに役立つ制度や社会参加など地域社会で豊かに暮らすために活用できる、知りたい学びたい講座を、北海道医療大学や社会福祉協議会、NPO法人、町の職員が講師となり地域の会館等へ出向いて実施しています。

コロナ禍の中での開催方法を検討していく必要があります。

健康福祉出前講座実施回数の推移

(単位：回、人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施回数	131	109	130	113	34
延べ人数	3,256	2,629	3,154	3,406	728

資料：当別町調べ

(4) 相談支援の状況

当別町には、障がい者、子育て、介護等の相談を専門的に受け付ける相談支援事業所があります。行政機関の各種窓口、社会福祉協議会、地域包括支援センターや発達支援センター、障がい者総合相談支援センターのほか、ボランティアセンターや共生型地域福祉ターミナルでは住民の皆様の様々な相談に対応しています。

① 当別町社会福祉協議会

当別町社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核的組織として、地域福祉活動への住民参加の促進や支援、ボランティアや福祉人材の育成、団体等のネットワークの構築、福祉課題の解決に向けた事業の実施等、多岐にわたる活動を実施しています。

また、令和3年度より成年後見支援センターや生活困窮者自立相談支援事業の取り組みにより、さらにきめ細やかな相談体制のもと行っています。

当別町社会福祉協議会は住民をはじめとして、福祉関係団体との連携・協力、行政との連携により地域福祉事業の推進に努めています。

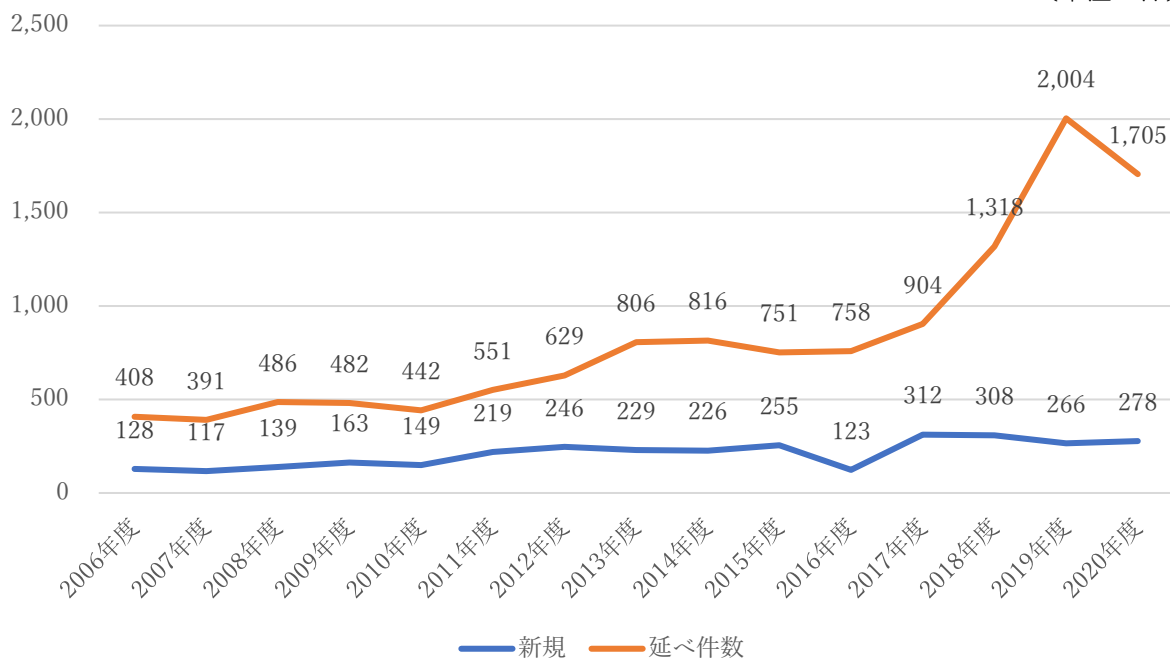
② 当別町地域包括支援センター

当別町地域包括支援センターは、介護保険法に規定され、地域の高齢者の総合相談、地域の支援体制づくり、介護予防に努めています。当別町地域包括支援センターでは、対象を高齢者だけに限定するのではなく、全ての住民が支え・支えられる地域包括ケアシステムの構築を目指しています。

総合相談件数は、2017年度が904件でしたが、2018年度は1,318件、2019年度は2,004件と増えています。2021年6月現在、総合相談件数381件のうち、4カ月以上継続して対応しているケース、もしくは複合的な課題を抱えているのケースは103件と、全体の27%を占めています。

総合相談業務の対応件数の推移

(単位：件)



資料：社会福祉法人ゆうゆう（地域包括支援センター）

③ 当別町障がい者総合相談支援センターnanakamado

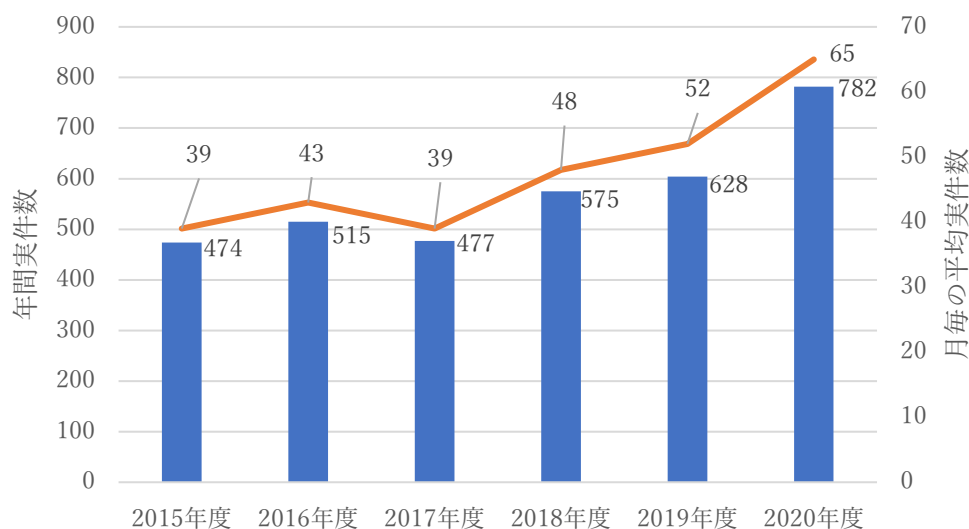
当別町障がい者総合相談支援センターでは、障がいのある方、支援されているご家族・関係機関の方から、生活全般の相談を実施しています。

また、当別町や地域包括支援センターなど関係機関との連携やネットワークづくりも行っています。

2015年度から2020年度までの相談件数を見ると、2018年度以降は月ごとの平均実件数が50件程度あり、2020年度には65件となっています。また、相談延べ件数は6年間で2.6倍となり、実件数ベースでは1.6倍に増えています。

当別町障がい者総合相談支援センターnanakamado 相談実件数

(単位：件)



資料：社会福祉法人ゆうゆう（nanakamado）

④ 当別町共生型地域福祉ターミナル

当別町共生型地域福祉ターミナルでは、既存の公的なサービスに該当しない方に対してサポートを行うことを目指し、地域生活サポーターという仕組みを行っています。2020年度のサポーターは68名です。地域生活サポーターでは、転倒・骨折を機に自宅のゴミ出しが難しくなった方のサポートや除雪、若年性認知症の方の見守りサポートや外出同行を行っています。2018年度から2020年度までの延べ利用件数が3倍となり、月あたりのコーディネート件数は100件近くなっています。

(単位：人、件)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用人数		57	95	162
延べ利用人数(件数)		311	477	1102
利用 内 訳	外出支援	13	15	28
	日常生活支援	61	121	357
	家事支援	237	341	677
	その他	0	0	40

資料：社会福祉法人ゆうゆう（当別町共生型地域福祉ターミナル）

⑤ 当別町子ども発達支援センター

当別町子ども発達支援センターでは、心身の発達に心配や遅れがみられる子どものすこやかな発達を支援し、社会生活を円滑に過ごすことができるよう、「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」を実施しています。

また、その家族とともに考え、話し合いながら「相談支援」を実施し、一人一人の子どもに対し、適切な育児支援を行っています。

⑥ 当別町子育て支援センター

当別町子育て支援センターは、親子で楽しく遊ぶことができる、親と子のふれあいの場です。

遊びや交流の場を提供することはもちろん、子育て相談にのったり、子育て関連情報の提供をしています。

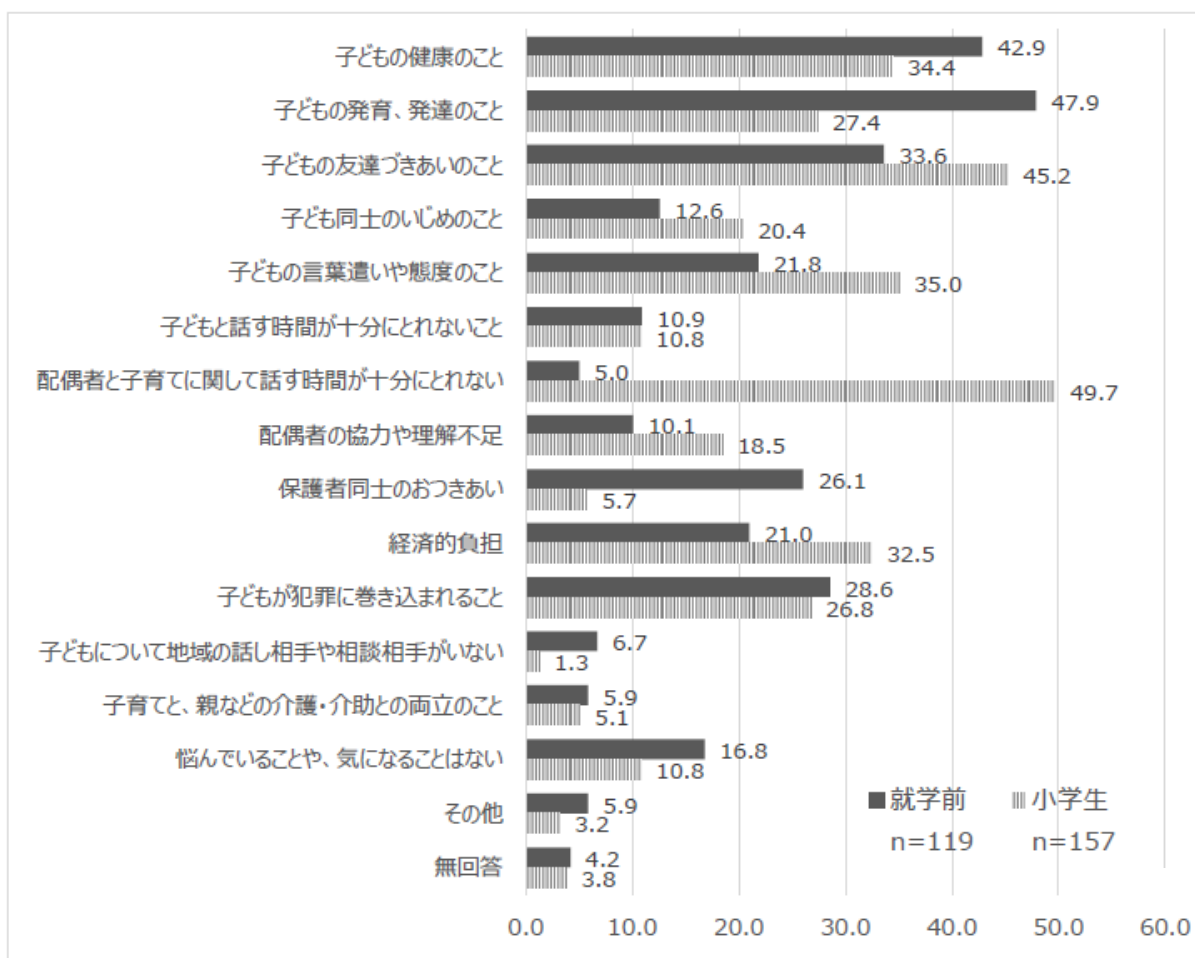
⑦ 子育て世代包括支援センター

子育て世代包括支援センターでは、妊婦さんや子ども、乳幼児の保護者が安心して妊娠期から子育て期を過ごせるよう、不安や悩み・育児などの相談を保健師、栄養管理士等がお聞きしています。

また、必要な方には関係機関と連携し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行っています。

子育てに関する悩み (就学前児童／小学生)

(単位：%)



資料：当別町子ども・子育て支援事業計画策定に関わるニーズ調査 結果報告書（令和元年7月）

第2章 第4期地域福祉計画の策定に向けて

1 計画の期間

本計画は、令和4年度から令和8年度までを計画期間とする5か年計画です。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
第3期当別町地域福祉計画	→						
第4期当別町地域福祉計画		見直し	→				
第5期当別町地域福祉計画							見直し

2 計画の作成手順

本計画の策定にあたり、町の現況をふまえて新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、当別町地域福祉計画策定委員会を中心に、これまでの施策の評価、町民を対象としたアンケート調査や関係各所へのヒアリング調査の実施、計画素案に対する意見の募集（パブリックコメント）などをふまえて策定しました。

1) 当別町地域福祉計画策定委員会の設置

本計画の策定にあたり、福祉ニーズを的確に把握し、町民の主体的意見を反映することが重要であることから、学識経験者、一般公募及び関係町民組織等の代表者により構成される策定委員会を設置し、計画の検討を行いました。

2) アンケート調査の実施

アンケート調査は、町の現況をふまえて住民基本台帳から無作為抽出し、調査票を郵送により配付しました。今期のアンケート調査では、なるべく多くの方に回答いただけるよう、封筒等の工夫（色や目的を明記）のほか、調査対象者がインターネットを介して回答（Google フォーム）できるようにしました。

調査期間	令和3年9月15日～10月15日
配付数	1,500人（確率比例抽出法）
回収状況	596人 うち、インターネット回答78人
回収率	39.7%

3) ヒアリング調査の実施

ヒアリング調査は、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら町の現況をふまえて地域福祉に大きくかかわる関係各所にグループインタビューを行いました。

(1) 民生委員・児童委員 令和3年11月15日

北海道医療大学からファシリテーターとして学生と教員が参加し、民生委員・児童委員（主任児童委員含む）14名を2つのグループに分けてヒアリングを実施しました。

(2) 相談支援事業所 令和3年12月6日

北海道医療大学からファシリテーターとして学生と教員が参加し、社会福祉協議会、地域包括支援センターのほか、障がい者や子育ての相談を受け付ける関係職員10名を2つのグループに分けてヒアリングを実施しました。

(3) 医療介護連携 令和3年12月7日

地域包括支援センターのほか、町内医療機関、訪問看護事業所、高齢者福祉施設等の職員による第5回地域ケア会議(医療介護連携専門部会:オンライン)において、アンケート調査(速報)結果の報告と、当別町における医療・介護・地域福祉などについて意見の収集を行いました。

(4) 子どもプレイハウス 令和4年1月6日・13日

北海道医療大学の学生と教員が町内にある2か所のプレイハウスにてヒアリング調査を実施しました。ヒアリングは、プレイハウスに通う子どもたちに行い、あわせて保護者へはインターネットを介して回答(Googleフォーム)できるように行いました。

4) パブリックコメントの実施

パブリックコメントを令和4年3月4日から3月25日まで実施しました。

実施方法は、町内公共施設を計画(案)閲覧場所に指定するとともに当別町のホームページからも計画(案)が閲覧できるようにし、文書・FAX・メールのいずれかで意見公募を行う方法です。

また、広く町民からの意見についても反映しました。

3 計画の推進と評価

1) 地域住民、関係団体、行政などとの協働

地域福祉の推進は、地域を構成する住民、事業者、関係団体、社会福祉協議会、大学、行政などが、地域福祉に対する理解を深め、協働することで実現します。それぞれの組織などが役割を担いながら、有機的に連携し、本計画を推進していくことが重要です。住民や事業者などの地域福祉に関する活動に対し、その自発性を尊重するとともに、住民が主体的に地域の活動に参加できるよう、さまざまな参加の機会や情報の提供などを行います。

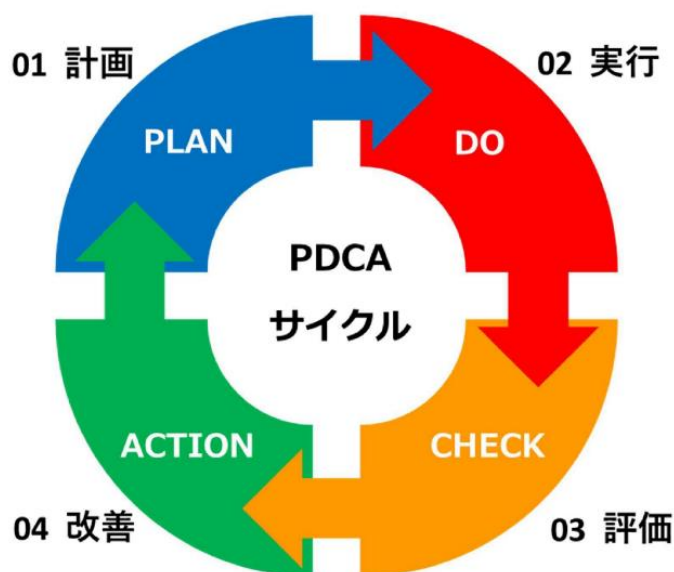
さらに、住民、事業者、関係団体などの地域福祉活動や、共生のまちづくりへの参画のしくみづくりを推進するとともに、これらの団体などとの協働・連携体制の強化と、総合的な地域福祉の協議の場の構築を目指していきます。また、本計画や地域福祉についての意識啓発を図るため、各種イベント、セミナー、出前講座などの機会や、広報誌、ホームページなどの多様な媒体を活用して、地域住民へ周知していきます。

2) 計画の評価など

本計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間ですが、その中で「当別町地域福祉計画策定委員会」が中心となり、各関連計画とも連携を図りながら、本計画の進捗状況の評価を行っていきます。

評価の方法については、「PDCAサイクル」の考え方にに基づき、本計画の進捗状況を毎年度委員会にて評価するとともに、必要な見直しを行い、また、地域福祉を取り巻く環境や制度の変化などに対応するための検討を重ね、次期計画に反映させていきます。

● P・D・C・Aの考え方



• PDCAサイクル

Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Act (改善) を繰り返し行って事業を推進していく考え方。

第3章 計画の理念と目標

1 計画の基本理念

地域の未来を拓く共生のまちづくり

当別町の地域福祉計画は、今期で第4期となります。第1期及び第2期は基本理念を「福祉文化をはぐくむまち当別町」として掲げ、福祉のまちづくりを進めてきました。一方で、少子高齢化や人口減少が進み、地域で抱える福祉課題も多様化・複雑化し、自力での解決や公的な支援体制では対応できない事態もおこっています。地域が互いに地域にある生活課題を我が事と捉え、まち丸ごとで取り組んでいくことが求められています。

第4期は、このような状況を踏まえ、第3期計画を継承しつつも、子どもから高齢者まで、障がいの有無にかかわらず、あらゆる人が支え・支えられ、いつまでも住み続けられる「共生のまちづくり」を基本理念として、地域の未来を見据えた福祉のまちづくりを推進していきます。

2 計画の基本目標と施策の展開

1. 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまち

2. 世代や分野を超えて「丸ごと」つながるまち

3. 一人ひとりが「我が事」として参画できるまち

3 地域福祉推進に向けた「自助・互助・共助・公助」

地域福祉は、地域に根差した助け合いである「自助・互助・共助・公助」の役割分担をふまえて推進されます。本人や家族が主体となり自らを支える“自助”、近隣住民同士など身近な人間関係の中での相互扶助である“互助”、町内会やボランティアなど地域の協働による支え合い“共助”、行政等の公的な支援である“公助”が有機的につながり取り組んでいくことが求められます。

地域の未来を拓く共生の まちづくり

基本目標1

住みなれた地域で
安心して暮らし続
けられるまち

施策の方向性

1. 当別町版地域包括ケアシステムの構築
2. 当別での暮らしと“足”の確保
3. 雪と共存する暮らしの実現
4. 災害と防災への取り組み

基本目標2

世代や分野を超え
て「丸ごと」
つながるまち

施策の方向性

1. みんなで取り組めるチームづくり
2. 身近に相談できる仕組みづくり
3. 家族だけに頼らない支援体制づくり
4. 成年後見制度の利用促進

基本目標3

一人ひとりが
「我が事」として
参画できるまち

施策の方向性

1. チャイルド・ファーストのまち
2. 全世代が主体的に活躍できるまち
3. 福祉教育と人づくりに長けたまち
4. 共生型地域コミュニティを実現するまち

基本目標1 住みなれた地域で安心して暮らし続けられるまち

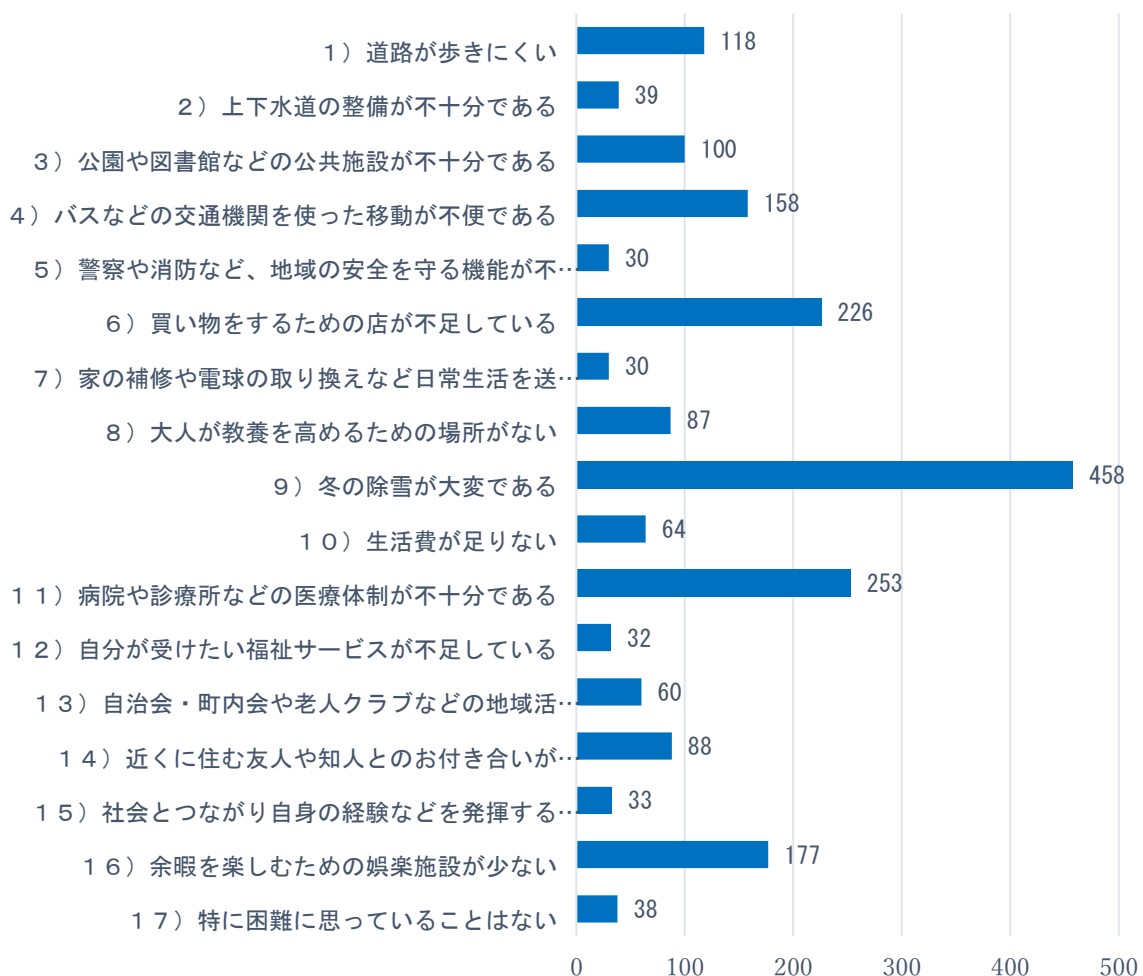
住み慣れた地域で安心して暮らし続けたいという願いは、どこで暮らしていても考える自然な想いです。第4期当別町地域福祉計画では、基本目標1として、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちを目指します。

1. 当別町版地域包括ケアシステムの構築

当別町では、地域包括ケアシステムを高齢者の問題だけを解決する仕組みとしてではなく、「高齢・障がい・生活困窮・子育てといった、町全体の福祉に関する諸問題を包括的にとらえ解決に導く仕組みづくり」ととらえ、地域みんなで考え、取り組み、つながり合えるまちづくりを目指します。

さらに、医療体制の確保や介護・医療連携をすすめ、健康づくりや介護予防への取り組みから看取り・ターミナル期までを含めたケア体制の構築を目指し、継続的に検討を行います。

アンケート調査14 現在当別町で生活をする上で困難に思っている事

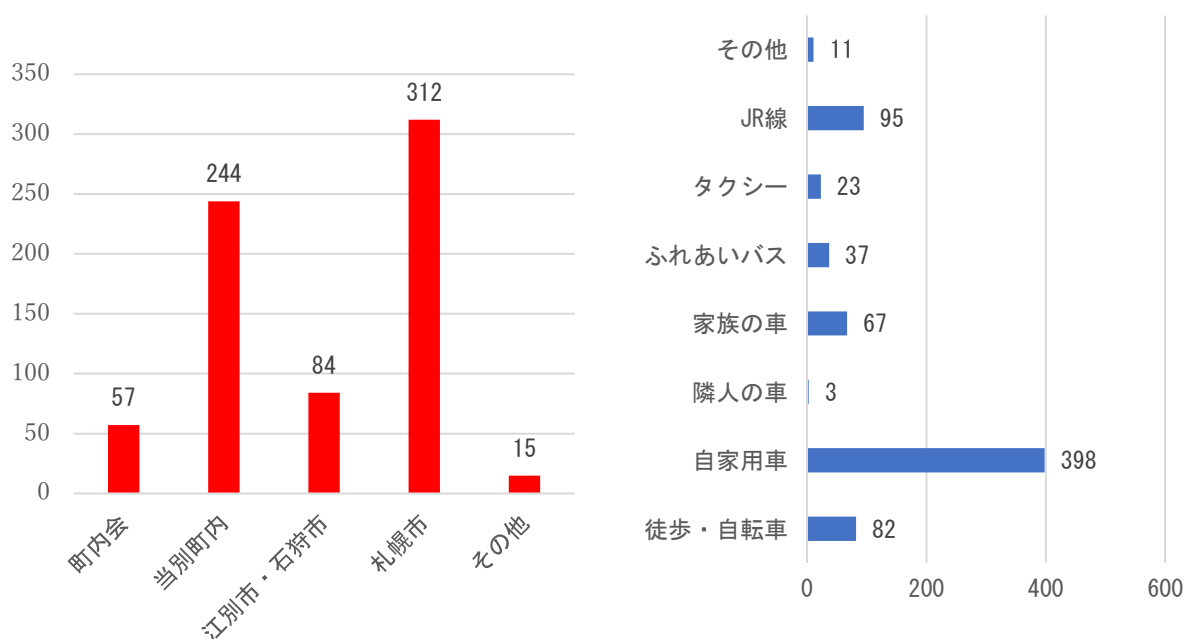


2. 当別での暮らしと“足”の確保

当別町での暮らしでは、自家用車をつかって買い物や通院に出かけている方が多い調査結果となりました。公共交通機関はバスや JR 学園都市線となりますが、自家用車の運転が難しくなった後の暮らしについても考えておく必要があります。

また、買い物や通院では主に札幌市に出かけている実態があることから、当別町内だけでの暮らしを完結させることを想定するのではなく、近隣市町村とのアクセシビリティを向上させることも重要です。

アンケート調査 10-2 通院する市町村とその移動手段



3. 雪と共存する暮らしの実現

計画策定過程において、もっとも多くの方が上がったのが、除雪・排雪等の“雪”にかかわるものでした。アンケート調査の現在の生活での困りごとというだけではなく、自由記述や各種団体へのヒアリング調査でも多くの声があがりました。

当別町第6次総合計画分野別施策にも雪対策の強化が挙げられていますが、行政等が行う除排雪を充実させることのほか、自宅の除排雪を“自助”のみに委ねている現状から、“互助”や“共助”で雪と共存する暮らしの実現を目指していきます。

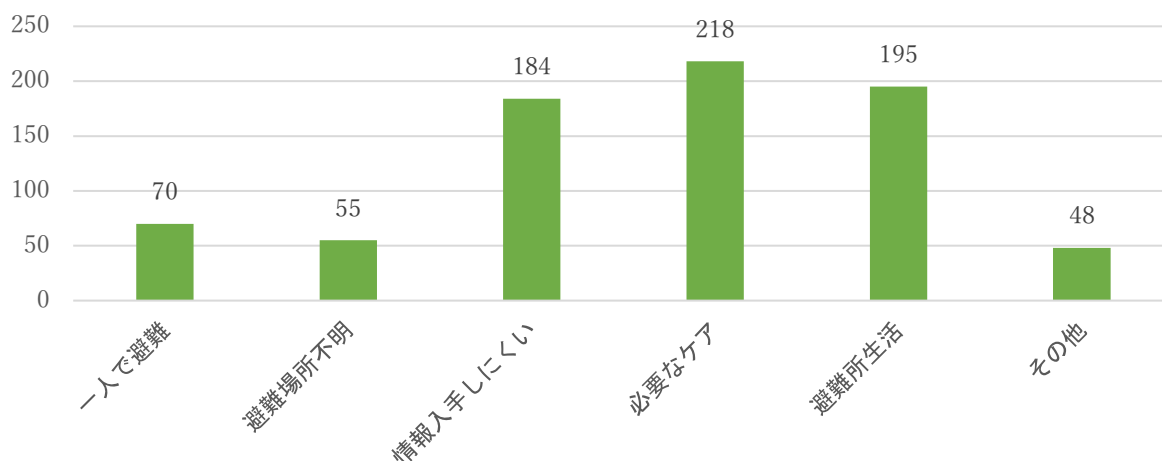
4. 災害と防災への取り組み

近年多発する自然災害に対する不安が高まっており、災害への対応は喫緊の課題です。アンケート調査においても、災害時に必要なケアが受けられるかどうか心配である、避難所生活や避難場所を含めて情報が入手しにくい等の心配があるとの回答がありました。

日頃から住民同士のつながりを深め、避難経路や避難場所を把握しておくなど、災害が起こる前に出来ることを整理しておくことが重要です。

また、要配慮者の避難時には、地域福祉支援台帳を活用するなど安心・安全に暮らすことが出来るまちを目指します。

アンケート調査 17 災害時の心配事



基本目標2 世代や分野を超えて「丸ごと」つながるまち

支援やケアを必要とする人は、高齢者や障がい者に限りません。また、家族の中で複数の生活上の課題を抱えていたり、それらの課題も複雑に絡み合っていることがあります。

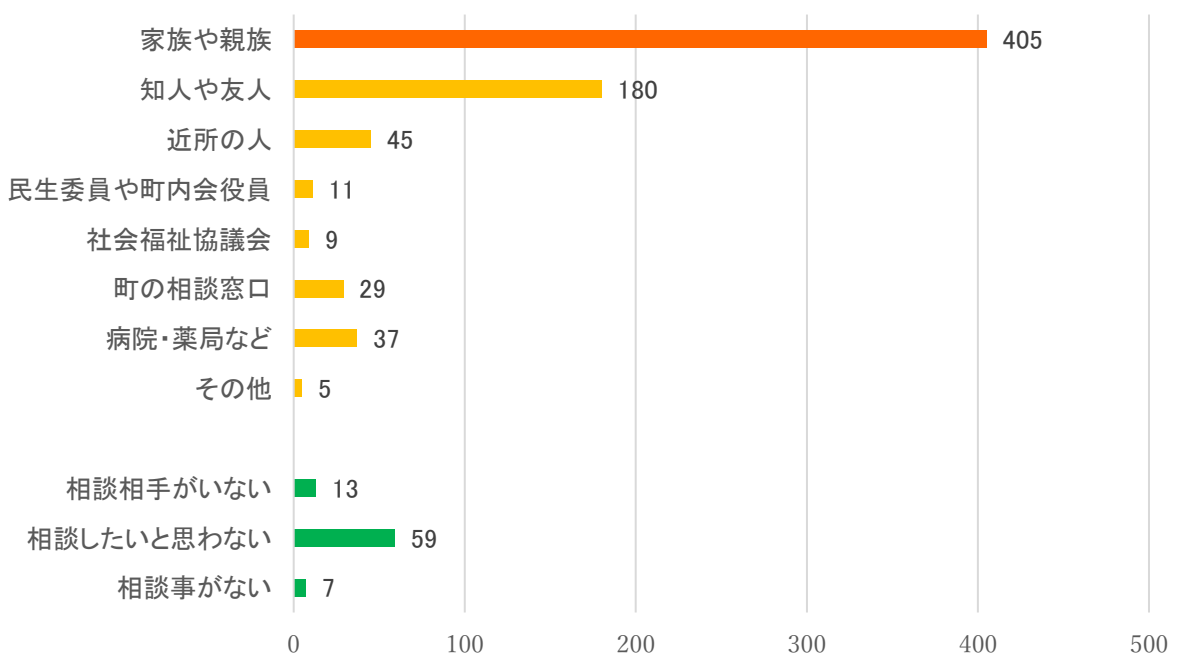
基本目標2として、例えば高齢になった親と家族の介護等を理由に離職された中高年の世帯や、近隣につながりのない方など、世代や分野にとらわれず、地域「丸ごと」でつながり取り組むことができるまちを目指します。

1. みんなで取り組めるチームづくり

当別町では、当別町総合保健福祉センターゆとろを中心として、ワンストップ型の相談支援を行っています。さらに関係各所がともに取り組む協働体制の充実が重要です。

アンケート結果にあるように、生活上の不安や悩みがあった時は家族や友人・知人に相談するため、専門機関や行政に相談する頃には、複雑で対応が難しい状況になっていることが多いのが現状です。複雑・多様化する相談事が増えていく中、重層的支援体制整備事業などを活用し、どのような相談であっても関係各所がスクラムを組んで対応できるチームづくりをすすめます。

アンケート調査15 生活上の不安や悩みを誰に相談するか



2. 身近に相談できる仕組みづくり

ヒアリング調査では、自身の困りごとを言語化したり、困りごとを自覚し、相談することが出来る方は多くないとの意見がありました。

出張相談の実施や改まった「相談」という形ではなく、身近な方（近隣住民や町内会長・民生委員など）が何気ない会話の中から支援やケアの必要性をキャッチし、相談支援機関につなげる仕組みづくりを目指します。

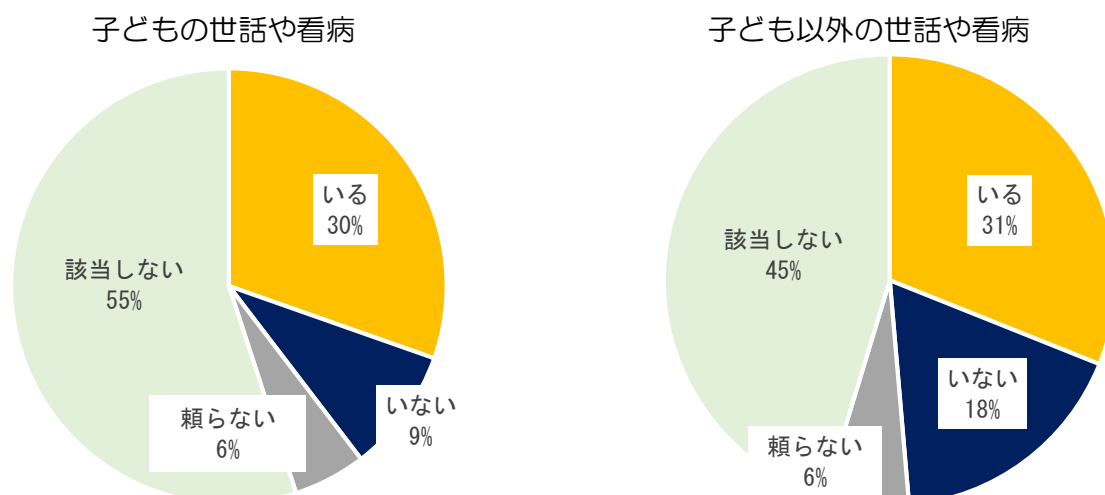
3. 家族だけに頼らない支援体制づくり

ヒアリング調査では、子育ての相談でみえる親の閉そく感や、社会的孤立、80代の親が50代の子どもの生活を支えるという8050問題など、気がかりな事例が報告されました。

これまで家族で助け合いながら暮らしてきた方が、生活環境の変化により生活が成り立たなくなることがあります。これは、病気等を抱えている方だけに限らず、誰にでも起こり得ることといえます。アンケート調査でも、自分の家族の世話や看病で頼れる人がいると回答したのは全体の30%程度で、一方頼れる人がいない・頼らないと回答した方は20%前後でした。

こうした現状に対応するために、地域の住民が支えあいながら、公的なサービスを利用し、助け合いながら暮らしていけるまちを目指します。

アンケート調査 16 次の事柄で頼れる人はいるか



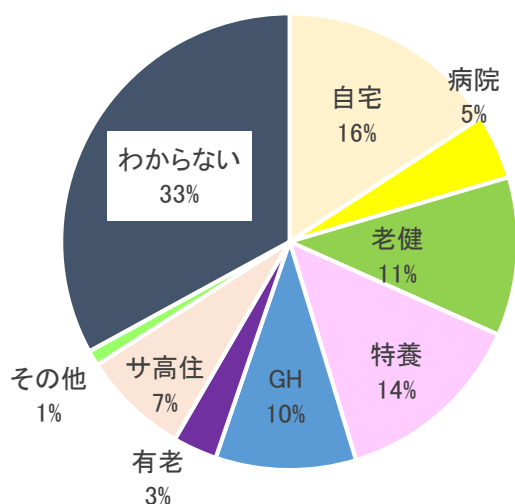
4. 成年後見制度の利用促進

認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合い安心して暮らせるまちをつくっていくことは、高齢社会における喫緊の課題です。

アンケート調査の結果でも、認知症になったらどこで暮らしたらよいかわからないと回答されている方が最も多くを占めていました。

当別町成年後見制度利用促進基本計画（第4章参照）を策定し、誰もがその人らしく生活をし続けることができる地域づくりの実現を目指します。

アンケート調査 27 認知症になったらどこで暮らしたいか



用語：

- * 老健：介護老人保健施設
- * 特養：特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）
- * GH：グループホーム（認知症対応型共同生活介護）
- * 有老：有料老人ホーム
- * サ高住：サービス付き高齢者向け住宅



基本目標3 一人ひとりが「我が事」として参画できるまち

地域福祉を推進するまちづくりは行政のみで進めるものではなく、住民が主体となって自分たちの暮らすまちを自分たちでつくっていくことが重要です。

基本目標3として、一人ひとりが「我が事」として参画できるまちを目指します。

1. チャイルド・ファーストのまち

当別町は、「チャイルド・ファースト」を施策の展開への基本姿勢の1つとして掲げています。第4期地域福祉計画では、子どもプレイハウスで子どもたちの意見を聞きました。大人にしてほしい事では、やさしくしてほしい等の意見がありました。

また、自宅に近い公園でよく遊んでいることもわかりました。そのため、冬期間の遊び場が必要であるといえます。欲しい遊び場として好きな恐竜が建物いっぱいにあるところ、楽器や本が沢山あるところ、長い滑り台、遊園地、水族館などが欲しいという意見がありました。

文部科学省も「体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト」の結果において、子どもたちの「体験」は、未来社会を担う子供たちの健やかな成長を確かなものにするために必要な要素であるとの結果を出しています。

子育てをする上で重要と思われる支援・対策（就学前児童／小学生）

<世帯類型・就労状況別> 重要な支援

就学前(%)	全体 n=119	両親世帯 n=111	ひとり親世帯 n=8	共働き世帯 n=66	専業主婦 (夫)世帯 n=31
子育てに関する相談受付体制の強化	8.4	9.0	0.0	9.1	12.9
地域における子育て支援の充実	19.3	19.8	12.5	19.7	22.6
子育て支援のネットワークづくり	5.9	6.3	0.0	4.5	9.7
妊娠・出産に関する支援	11.8	12.6	0.0	10.6	22.6
子どもの教育環境の整備・充実	20.2	20.7	12.5	22.7	16.1
仕事と家庭生活を両立させる支援	28.6	27.0	50.0	34.8	16.1
いじめや虐待防止に向けての取り組み	9.2	9.9	0.0	10.6	9.7
保育等のサービスの充実	23.5	23.4	25.0	28.8	16.1
公園など野外の活動場所の充実	34.5	33.3	50.0	25.8	51.6
屋内遊戯施設など屋内活動場所の充実	35.3	34.2	50.0	36.4	25.8
小児科など子どもの医療の充実	63.0	64.9	37.5	68.2	51.6
子どもを狙った犯罪や事故の減少	16.0	15.3	25.0	9.1	29.0
その他	1.7	1.8	0.0	1.5	3.2
無回答	0.8	0.9	0.0	1.5	0.0

資料：当別町子ども・子育て支援事業計画策定に関わるニーズ調査 結果報告書（令和元年7月）

体験活動とは、キャンプや川遊びなどの自然体験、農業体験やボランティアなどの社会体験、動物・植物園や音楽、スポーツ観戦などの文化的体験を指し、小学生の頃の体験活動は、その後の成長に影響を与えるとされています。

子育て中の保護者へのアンケート調査でも、屋内外問わず、子どもたちの活動場所を求める声がありました。就学前児童・小学生に共通するニーズといえます。冬期間でも当別町らしい体験活動ができる場があるまちを目指します。

2. 全世代が主体的に活躍できるまち

当別町は、高齢化率が36%を超え（令和3年4月1日現在）、3人に一人が65歳以上のまちです。2040年には50%を超えると推計されています。

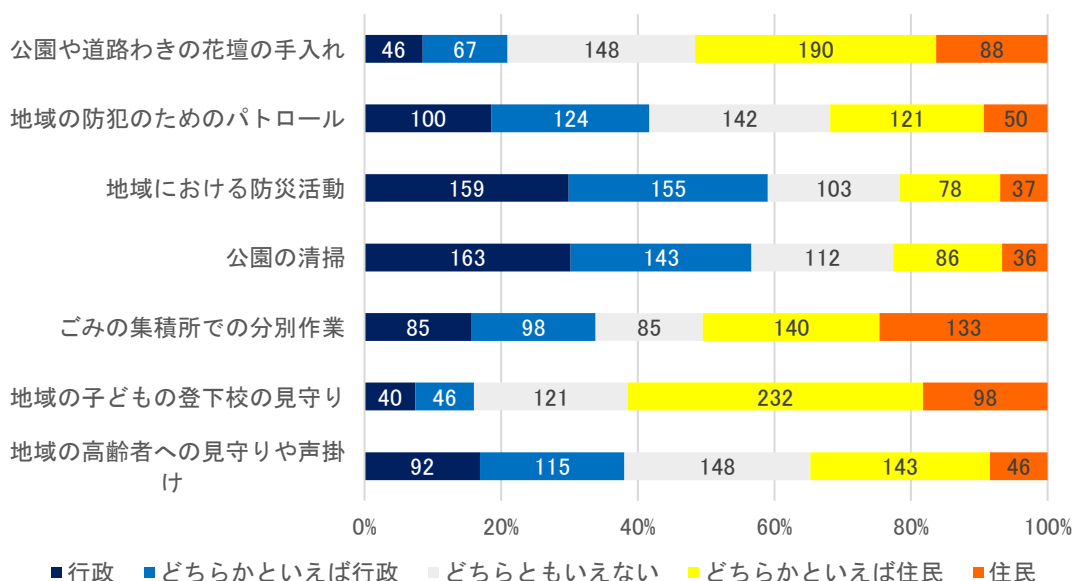
高齢者の方々が生き生きと活躍できる場があることが、活力あるまちづくりにつながります。

アンケート調査では、「これまでの経験を活かして当別町で活動してみたいとお考えですか」という問いに「はい」と回答した方が84名おり、うち53名が60代・70代でした。自分の得意なことの自由記述では、経理や介護、手芸や読み聞かせ、スポーツやピアノ、運転などの回答がありました。子どもプレイハウスを利用されている保護者への「家事・育児をしているときに誰かに何かを手伝ってほしいと思うことはありますか」という質問には、子どもの送迎や遊ぶ相手という回答がありました。

「活動したい」「活動できる」と考えている方が活動しやすい環境をつくり、自分の得意分野を活かして活躍できる場があるとまちが元気になります。

また、当別町には当別高校や北海道医療大学があります。北海道医療大学の学生たちは、保健・医療・福祉のスペシャリストを目指す学生たちです。当別町には、学生たちがたくさんの住民と出会い、学びや経験を深められる場があります。

アンケート調査 21 行政と住民どちらが行うべきだと思うか



行政か住民どちらが担うべきかというアンケート調査でも、地域の子どもの登下校の見守りについては、住民が担うべきだという回答が半数を超えていました。行政だけではなく、住民が主体となって「我が事」としてとらえ、誰もが主体的に活躍できるまちを目指します。

3. 福祉教育と人づくりに長けたまち

福祉は、自らに関係がない、一部の人たちだけが対象だと考える人もいます。自分や身近な人が病気になったり、介護を必要としない限り、なかなか我が事とは感じることができません。いつか自分が困った時に困ったと言える、困りごとを一緒に考えてもらえる地域となるように、“福祉”と“当事者”を知ることは重要です。

北海道医療大学では、社会福祉法人ゆうゆうの運営により、病気など何らかの困りごとを抱える当事者が講師として「福祉と当事者のリアル」という公開講座を開催しています。

福祉専門職のリアル、家族介護者のリアル、当別町民のリアルな暮らし等、当別町でともに学べる機会をつくります。

4. 共生型地域コミュニティを実現するまち

医療・福祉サービスの「受け手」として“当事者”であるからこそ知ること、発信できることがあります。

また、子どもから高齢者まで障がいの有無に関わらず「支え手」となることがあります。精神障がい者福祉の実践現場では、ピアサポーターと呼ばれる精神疾患を抱えている当事者が福祉サービスの現場で活躍されています。

福祉サービスの「支え手」と「受け手」の関係を超え、当別町で暮らす一人ひとりの住民とお互いが支え合う共生型の地域コミュニティの形成を目指します。



第4章 当別町成年後見制度利用促進基本計画について

1 計画の策定について

1) 計画策定の背景と目的

認知症、知的・精神障がいなどの理由により判断能力が十分でない方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、各種契約を結んだりすることが難しい場合があるため、住み慣れた地域で安心して暮らし、社会全体で支えられるように成年後見制度の利用促進をしていく必要があります。

2016年（平成28年）5月には成年後見制度利用促進法が施行され、成年後見制度の利用の促進には、市町村の取組が不可欠であり、市町村が講じる措置等として規定されています。

また、2017年（平成29年）3月には同法に基づき成年後見制度利用促進基本計画について、市町村は地域の実情合わせ国の基本計画に沿って計画を定めるように努めるとされています。

成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害、発達障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方（ここでは「本人」といいます。）について、本人の権利を守る支援者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

- ① 任意後見制度（判断能力が不十分になる前）
- ② 法定後見制度（判断能力が不十分になってから）

判断能力に応じて3種類

	補助	保佐	後見
対象となる方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方
成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為	申立てにより裁判所が定める行為	借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為
成年後見人等が代理することができる行為	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為

2) 計画の位置づけ

本計画は、地域福祉計画にて盛り込むべき事項となっている成年後見関係に合わせる形で当別町地域福祉計画と一体的に策定するものです。

3) 計画の期間

本計画は、地域福祉計画と一体的ですので令和4年度から令和8年度までを計画期間とする5か年計画です。

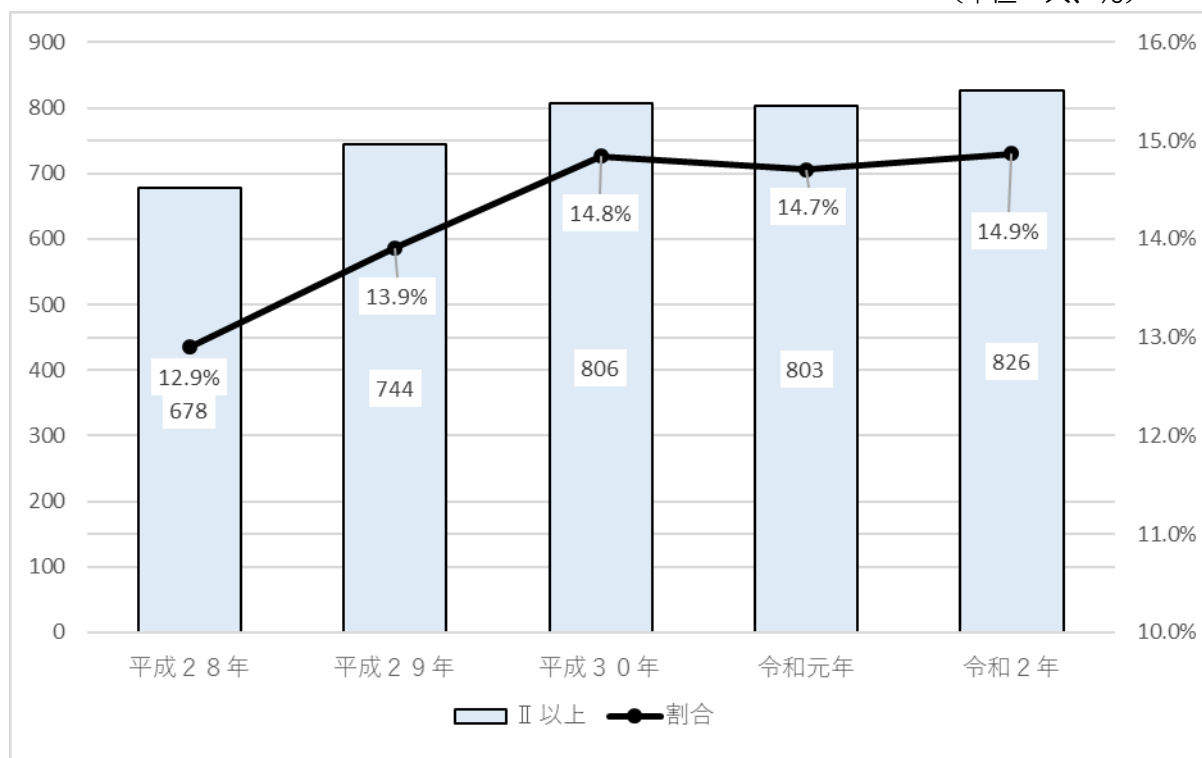
2 当別町の現況

1) 認知症高齢者の数

65歳以上の高齢者に占める認知症高齢者（「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の高齢者）は、年々増加しており、高齢者に占める割合も増加しています。

認知症高齢者の推移

(単位：人、%)



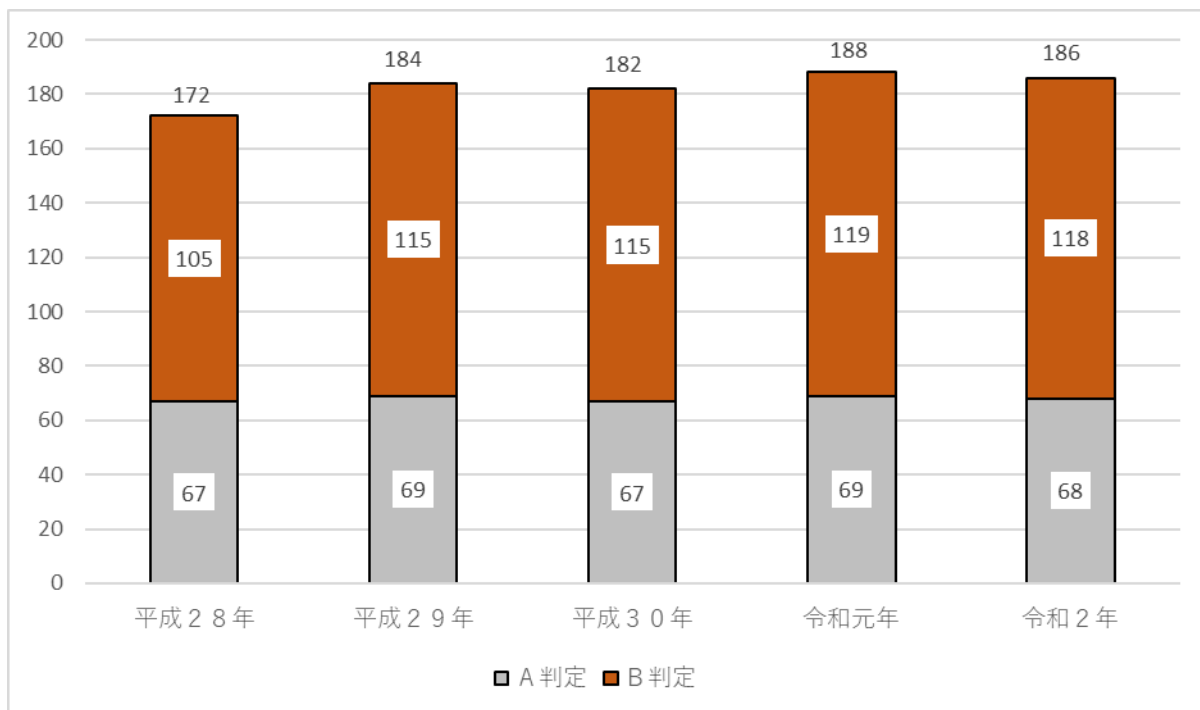
資料：「見える化システム」 平成28年～令和2年4月1日現在

2) 知的障がい者及び精神障がい者の状況

療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は、横ばいです。

療育手帳所持者の推移

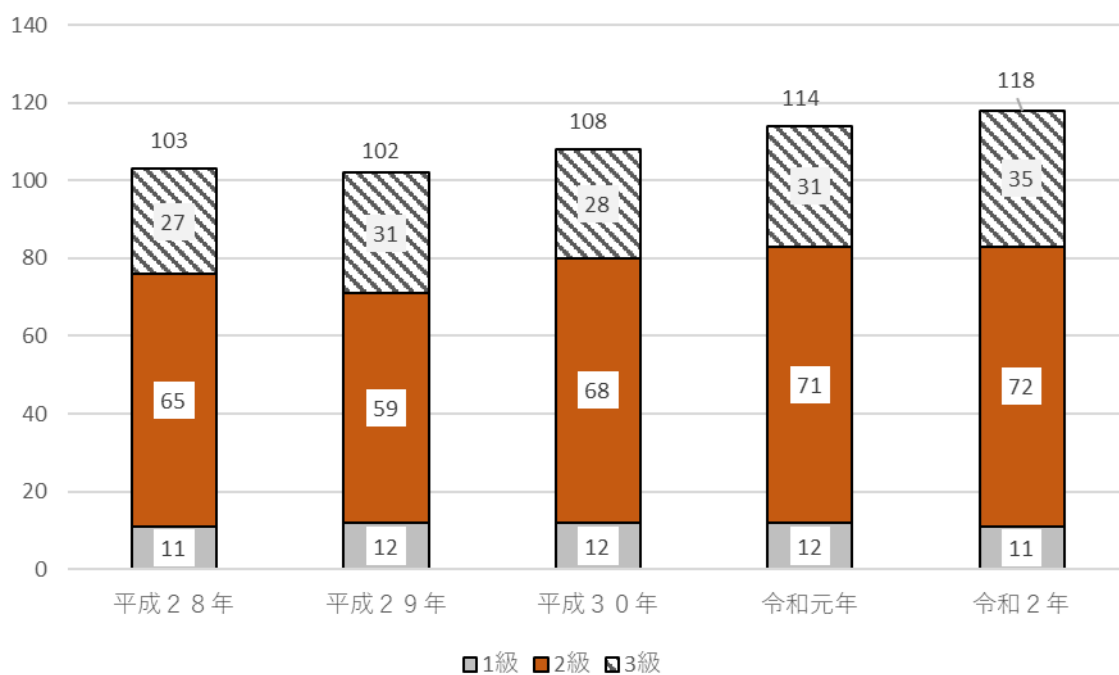
(単位：人)



資料：当別町 各年4月1日時点

精神障がい者保健福祉手帳所持者の推移

(単位：人)



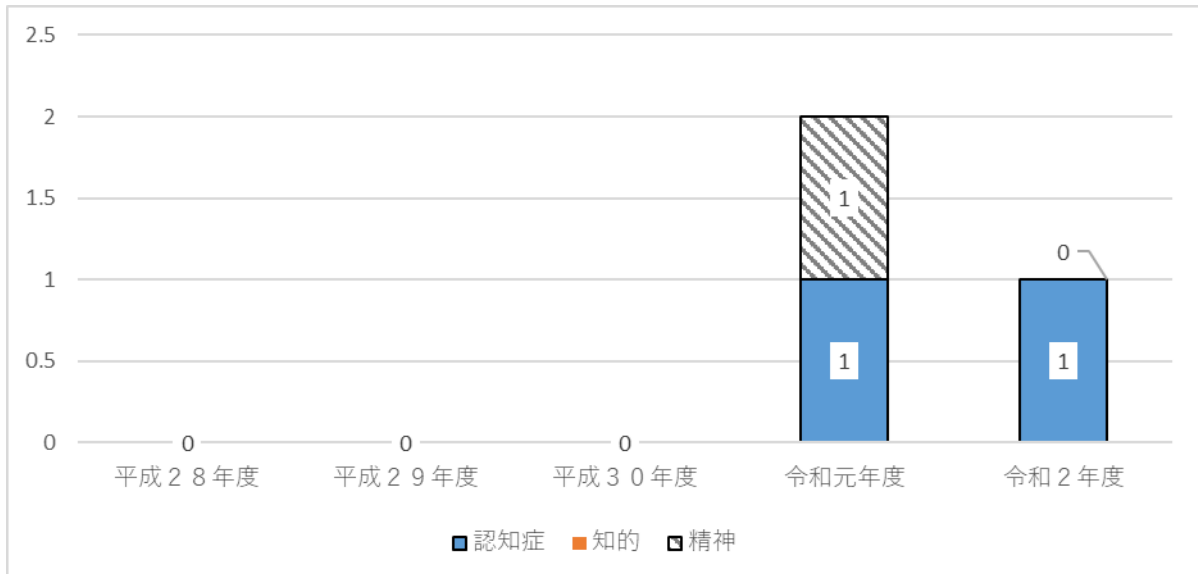
資料：当別町 各年4月1日時点

3) 成年後見制度町長申立の数

やむを得ない事情により親族等が申立できない場合に、町長が後見の申し立てを行います。近年は相談も含めて増加傾向にあります。

町長申し立て件数の推移

(単位：件)



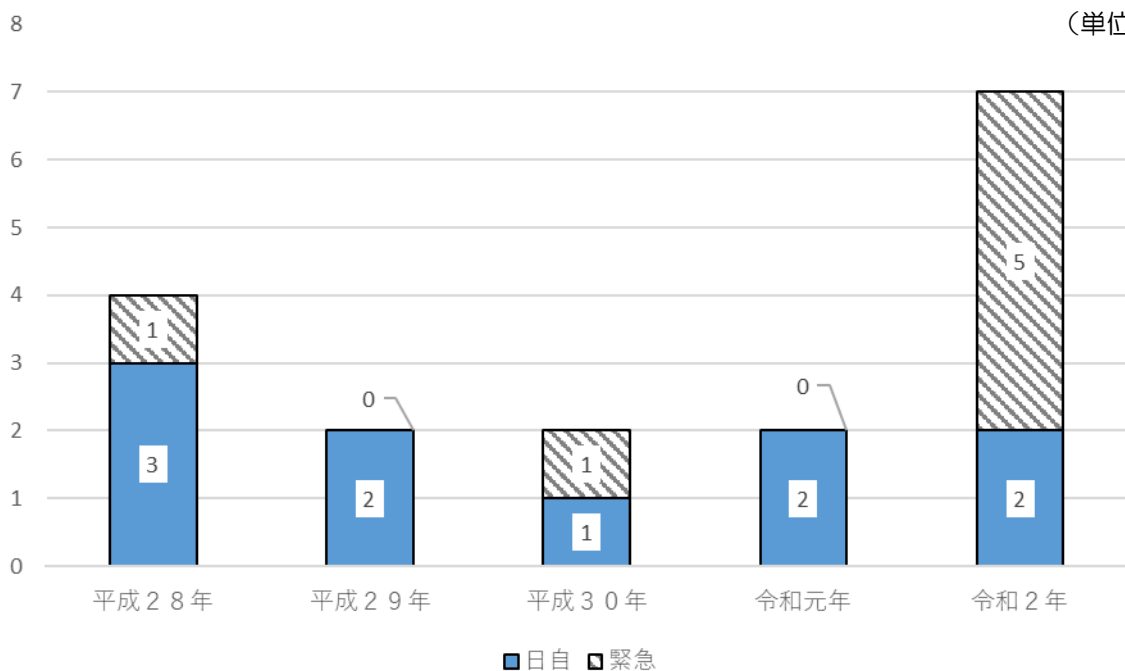
資料：当別町

4) 日常生活自立支援事業等の利用者数

当別町社会福祉協議会での日常生活自立支援事業（日自）の受け持ち人数は、横ばいです。また、緊急的に通帳の預かり等の事務管理を行う緊急事務管理（緊急）の件数は近年増加傾向にあります。

日常生活自立支援事業等の利用者の推移

(単位：人)

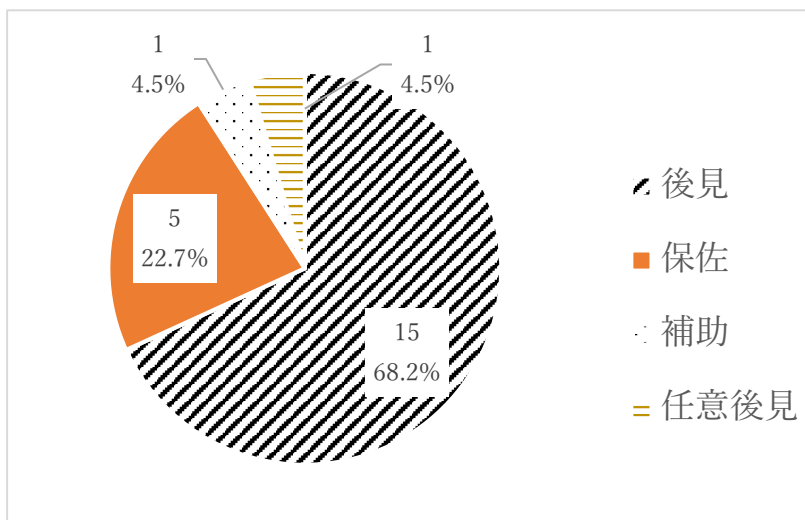


資料：当別町社会福祉協議会 各年4月1日現在

5) 成年後見制度利用者の人数

現在当別町に在住している方で、成年後見制度を利用している人数です。後見の割合が7割近くで一番多くなっており、この割合は全国的な割合と同じとなっております。

成年後見制度の類型別人数および割合



資料：札幌家庭裁判所 令和3年10月1日現在

6) 成年後見制度に関するニーズ調査

令和元年9月に町内の居宅介護支援事業所を含む介護事業所等及び障がい者相談支援事業所に対して成年後見制度の潜在的な需要を把握するためアンケートを実施しました。19施設に依頼し16施設から回答を得ました。

1. 現在、保護者や身元引受人のいない利用者はいいますか。

いる	8
いない	8

※「いる」と回答した方の合計利用者数22名

2. 将来、成年後見制度の利用が必要となると思われる利用者はいいますか。

いる	11
いない	5

※「いる」と回答した方の合計利用者数利用者数37名

3. 判断能力が十分でないために起こってくる問題や困りごとはありますか。

いる	9
いない	6

具体的な記述

- ・ 何度も通帳を紛失して困ってるケース
- ・ 独居で身寄りがいなく、郵便局や銀行関係の手続きができない
- ・ 親族関係が悪化、使い込み等本人の理解力の低下

3 施策の展開

1) 当別町成年後見支援センターの役割

令和3年7月よりセンターを設立し地域福祉の担い手である社会福祉協議会へ委託し、相談窓口を整備するとともに権利擁護支援の必要な人を発見し、適切な支援につなげる体制を整備しました。

センターでは、相談業務、申立支援業務、関係機関等連絡調整業務、後見人等支援業務、広報業務を行っております。

権利擁護支援の必要な人の発見・支援を早い段階から行えるように、地域の民生委員、介護支援相談員や地域包括支援センターなど関係機関から相談に乗り対応できるように、ネットワークの構築を進めるとともに家庭裁判所との情報交換や調整をします。

地域で見守る体制を構築するため成年後見制度が身近に感じられ利用しやすい環境を整備していきます。

2) 市民後見人の育成

市民後見人の養成をし、社会福祉協議会が検討している法人後見事業受任と合わせて後見人を支援していきます。

3) チームによる見守り体制の構築

権利擁護支援が必要な人を発見し必要な支援に結び付けるため、地域で関係者等が協力して日常的に本人の見守りをし、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みづくりを身近な親族、福祉、医療や地域の関係者と構築するように既存の支援の枠組みも活用して行っていきます。

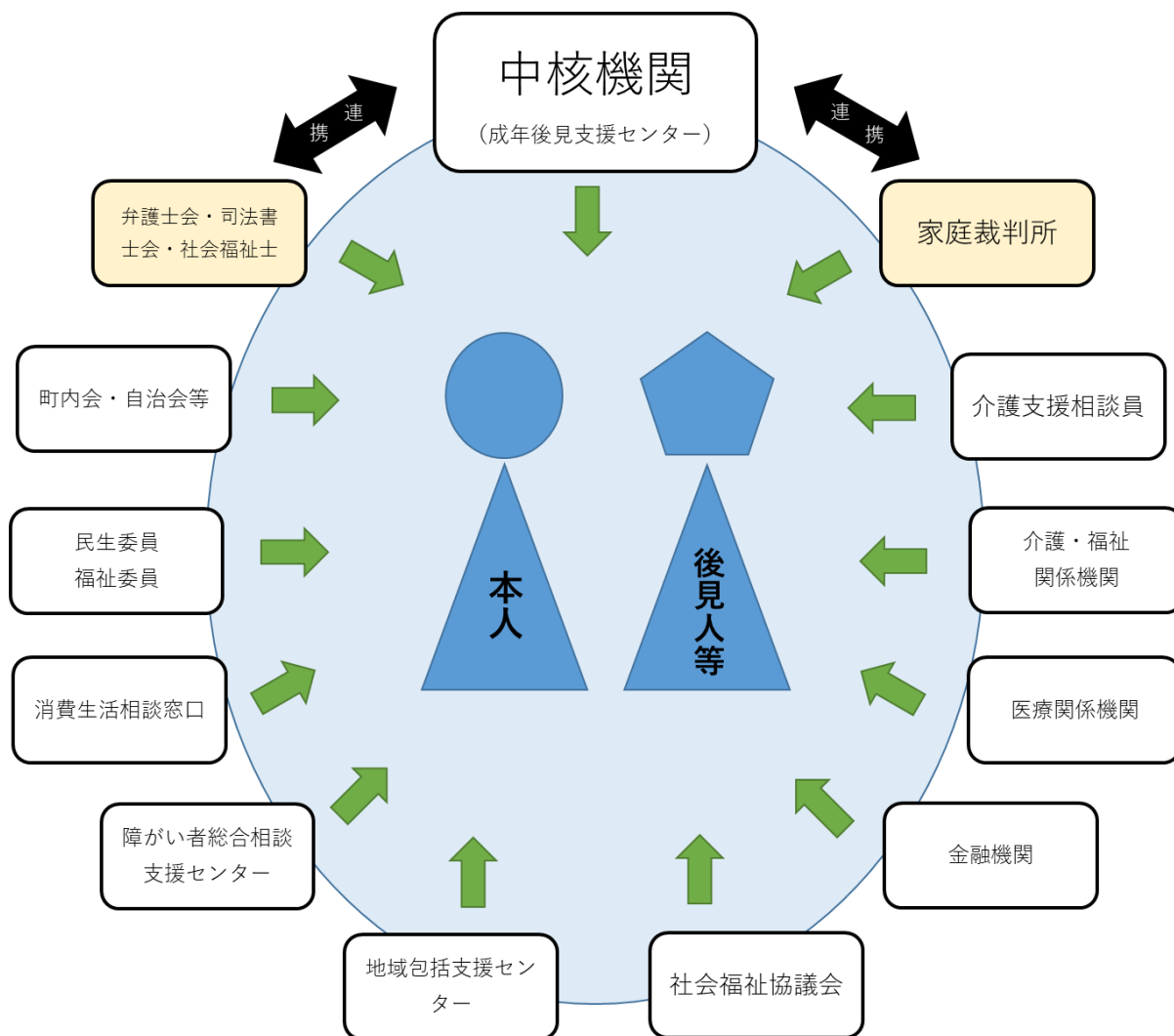
4) 成年後見制度利用助成制度

当別町成年後見制度利用支援事業を活用し、経済的な理由で申立や成年後見人等の報酬の支払いが困難な方に助成します。

5) 中核機関の整備について

成年後見支援センターを地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関とすることを、検討するため、関係機関と協議していきます。

図：中核機関と地域連携ネットワーク



資料編

1 当別町地域福祉計画策定経過

年 月 日	内 容
令和3年3月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・委員長及び副委員長の選出
令和3年6月28日	令和3年度 第1回当別町地域福祉計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画策定スケジュールについて
令和3年7月30日	令和3年度 第2回当別町地域福祉計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画に係るアンケート調査等について
令和3年9月15日 ～10月15日	当別町地域福祉計画アンケート調査実施 <ul style="list-style-type: none"> ・配付数1,500人 回収状況596人（うち、インターネット回答78人） 回収率39.7%
令和3年10月6日	令和3年度 第3回当別町地域福祉計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画に係るアンケート調査の報告について ・地域福祉計画に係るヒアリング調査について
令和3年11月15日	民生委員・児童委員へのヒアリング実施
令和3年12月3日	令和3年度 第4回当別町地域福祉計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査結果速報について
令和3年12月6日	相談支援機関へのヒアリング実施
令和3年12月7日	地域ケア会議医療介護連携専門部会へのヒアリング実施
令和4年1月6日 令和4年1月13日	子どもプレイハウス児童へのヒアリング実施 保護者へのアンケート調査（インターネット回答）実施
令和4年1月31日	令和3年度 第5回当別町地域福祉計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・第4期当別町地域福祉計画素案の作成について
令和4年3月2日	令和3年度 第6回当別町地域福祉計画策定委員会（書面） <ul style="list-style-type: none"> ・第4期当別町地域福祉計画素案について
令和4年3月4日 ～3月25日	第4期当別町地域福祉計画についてのパブリックコメント（意見公募）実施
令和4年3月28日	令和3年度 第7回当別町地域福祉計画策定委員会（書面） <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント（意見公募）結果について ・第4期当別町地域福祉計画最終案について

2 当別町地域福祉計画策定委員会の設置

本計画の策定にあたり、福祉ニーズを的確に把握し、町民の主体的意見を反映することが重要であることから、学識経験者、一般公募及び関係町民組織等の代表者により構成される策定委員会を設置し、計画の検討を行いました。

1) 当別町地域福祉計画策定委員会名簿

任期：令和3年3月1日～令和5年2月28日

	氏名	所属	構成	備考
委員長	大原 裕介	社会福祉法人 ゆうゆう	学識経験者 福祉関係者	
副委員長	岸田 勤	当別町民生児童委員協議会	福祉関係者	
委員	高村 茂	北海道科学大学	学識経験者	
委員	松岡 良尚	当別町社会福祉協議会	福祉関係者	
委員	前川 貴絵	当別訪問看護ステーション	医療関係者	
委員	菊地 香代子	当別町ケアマネージャー連絡協議会	福祉関係者	
委員	小田島 正高	当別町行政推進員連絡協議会	地域住民組織代表	
委員	佐藤 太一郎	当別町PTA連合会	組織代表	
委員	鷺谷 建	北海道医療大学地域貢献団体サークル「ONE」	組織代表	
委員	佐藤 立		公募	令和3年8月2日まで

当別町地域福祉計画業務委託請負者

志水 幸	北海道医療大学
中田 雅美	北海道医療大学

2) 当別町地域福祉計画策定委員会条例（平成29年条例第16号）

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画を策定するため、当別町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 地域福祉計画の策定に関する調査及び研究に関すること
- (2) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (3) その他町長が必要と認めること。

（組織）

第3条 委員会は、委員14名以内をもって組織する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、学識経験を有する者その他町長が適当と認める者のうちから、町長が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、公開とする。ただし、当別町個人情報保護条例（平成14年当別町条例第9条）第2条第1号に規定する個人情報を取り扱う場合等特別な事情がある場合は、委員長が、委員会に諮って非公開とすることができる。

（意見等の聴取）

第7条 委員長は、所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者に対し資料の提出を求めることができる。

（守秘義務）

第8条 委員その他会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、福祉部において処理する。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

3 アンケート調査概要

アンケート調査は、町の現況をふまえて住民基本台帳から無作為抽出し、調査票を郵送により配布しました。今期のアンケート調査では、なるべく多くの方に回答いただけるよう、封筒等の工夫（色や目的を明記）のほか、調査対象者がインターネットを介して回答（Google フォーム）できるようにしました。

回答の集計については、当別町 HP に掲載しております。

調査期間	令和3年9月15日～10月15日
配布数	1,500人（確率比例抽出法）
回収状況	596人 うち、インターネット回答78人
回収率	39.7%

4 ヒアリング調査概要

[民生委員・児童委員]

北海道医療大学からファシリテーターとして学生と教員が参加し、民生委員・児童委員（主任児童委員含む）14名を2つのグループに分けてヒアリングを実施しました。



主な意見 ※一部抜粋

- ・町営住宅には高齢者独居、高齢夫婦世帯が多く見回りをしている。雪が多く2021年は大変だった。住民も暮らし続けられずに引越して行かれた方もいた。
- ・民生委員として留守宅などで対応できない場合は名刺や連絡先をポストに入れて対応している。何かあったら民生委員に声をかけられるように工夫している。
- ・家族内での解決する意識が強く他者の介入が難しい。
- ・8050 問題や日中独居はどのように関わっていくか…地域包括支援センターとも協力している。
- ・介護保険制度などが整備され始め、家族や本人から制度の相談を受けることも出てきた。
- ・発信できる力がない住民ばかりではない。「お願い」と言えるようなそういう仕組みがあればよい。

[相談支援事業所]

北海道医療大学からファシリテーターとして学生と教員が参加し、社会福祉協議会、地域包括支援センターのほか、障がい者や子育ての相談を受け付ける関係職員 10 名を 2 つのグループに分けてヒアリングを実施しました。



[参加機関] 当別町地域包括支援センター、当別町障がい者総合相談支援センターnanakamado、当別町社会福祉協議会、当別町子育て支援センター、当別町ボランティアセンター、くらしサポートセンターとうべつ・しんしのつ、当別町発達支援センター、当別町共生型地域福祉ターミナル、社会福祉法人ゆうゆう

1) 皆様が受けておられる相談の傾向や気がかりな事例 ※一部抜粋

- ・子育ての相談でみえる閉塞感：親が大人と話したくて来る・社会との接点を求めている
- ・精神疾患を抱え就労で不安がある方や障がいの有無にかかわらず不登校となっている事例
不登校も人間関係が家族の中だけで考えていたり、働いていると相談窓口につながりづらい
- ・医療的ケア児のサポート体制が十分ではなく近隣市町村と連携が必要
- ・8050 問題、ひきこもりなど関係性をつくっていくため長期的な支援となる
- ・ダブルケア、トリプルケアも出てくる可能性がある
- ・一人暮らし高齢者の支援拒否がある（家族は不安を抱えている）
- ・複合的な問題を抱える世帯は関係機関との連携が求められる
- ・福祉サービス（制度）に当てはまらない：近くに家族がいるため対象から外れる
- ・コロナ禍によるとじこもり、ADL の低下、認知症の悪化
- ・コロナ禍による雇止め、貸付申請の増加

2) 現在の当別町の相談支援体制についての考え ※一部抜粋

- ・ゆとろ相談拠点（ワンストップ）が集まっている
- ・町の規模や個別支援会議などにより連携が取れている
→ただしコロナ禍で支援調整会議がなくなり密に連携がとりにくい、出回れない
- ・相談に来られない人にどうアプローチするか：アウトリーチが求められる
- ・資源はあるが、制度の理解や目的が明確でないとつながらない

3) 今後の当別町の相談支援体制についての考え ※一部抜粋

- ・複雑な事例でも断らない相談支援／伴走型支援体制を・・・スピーディーにつなぐ
相談支援事業者によるチーム作り：各相談支援事業所からあつまるチームを結成する
- ・担当者の顔が見える、広報・周知（Web でも）を行う必要がある
- ・人員の確保をする／支援員のスキルアップ・将来の人材育成をすすめる

[医療介護連携]

地域包括支援センターのほか、町内医療機関、訪問看護事業所、高齢者福祉施設等の職員による第5回地域ケア会議（医療介護連携専門部会：オンライン）において、アンケート調査（速報）結果の報告と、当別町における医療・介護・地域福祉などについて意見の収集を行いました。

[子どもプレイハウス]

北海道医療大学の学生と教員が町内にある2か所のプレイハウスにてヒアリング調査を実施しました。ヒアリングは、プレイハウスに通う子どもたちに行い、あわせて保護者へはインターネットを介して回答（Google フォーム）できるように行いました。



保護者による回答 ※一部抜粋

家事育児で手伝ってほしいと思うこと

- ・子どもの遊び相手
- ・子どもの送迎

当別町が若い世代にとって暮らしやすい町になるために必要だと思うこと

- ・子どもが楽しめる施設づくり
- ・屋内の遊び場
- ・子育てしやすい環境を整える

本計画に関する調査は、北海道医療大学が当別町より委託を受けて実施しました。

第 4 期当別町地域福祉計画

発 行 北海道 当別町

発行日 令和 4 年 3 月

編 集 当別町福祉部保健福祉課
北海道医療大学

住 所 〒061-0234
北海道石狩郡当別町西町 32 番地 2
当別町総合保健福祉センター内

電 話 0133-23-3019

F A X 0133-25-5018

URL <https://www.town.tobetsu.hokkaido.jp/>